

# 群馬県信用保証協会レポート

— ディスクロージャー誌 —

# 2021



GUNMA GUARANTEE  
REPORT 2021

## ごあいさつ



群馬県信用保証協会  
会長 青木 勇

関係機関の皆さまにおかれましては、平素より当協会の業務に格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、「群馬県信用保証協会レポート2021 ～ディスクロージャー誌～」を作成いたしました。本誌を通じて、多くの皆さまに当協会の事業実績、経営計画及び取り組み等についてご理解を深めていただき、信用保証制度の有効な活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

2020年度の県内の景気動向は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて緊急事態宣言が発令されるなど多くの中小企業・小規模事業者の経済活動が制限され、一年を通じて大変厳しい状況が続きました。直近の経済指標や業界によっては、一部で持ち直しの動きがみられるものの、県内の多くの中小企業・小規模事業者の経営は、営業時間短縮要請等の長期化により、大幅に減少した売上や客足の回復が進まず、依然として予断を許さない状況にあります。

このような中、県内公的金融の一翼を担う当協会といたしましては、県内中小企業・小規模事業者の経営の安定と発展に寄与すべく、金融機関をはじめとする関係機関との緊密な連携のもと、「群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金」などの制度資金を活用した資金繰り支援を中心に、セーフティネット機関としての役割を果たすべく、この一年間懸命に取り組んでまいりました。

2020年度の業務実績につきましては、新型コロナ関連の制度資金を活発にご利用いただいた結果、保証承諾金額は過去最大の5,842億円となりました。これに伴い、保証債務残高も令和元年度の2倍を超える7,166億円と大きく増加しました。一方、代位弁済は、上記の制度資金を活用した資金繰り支援に積極的に取り組んだことなどが奏功し、前年度実績を大きく下回りました。

私ども信用保証協会は、公的機関としての使命感を持ち、国、県、市町村、金融機関、経済団体や支援機関などの皆さまとの連携を一層強化して、信用保証業務を通じた金融の円滑化に努めるとともに、創業・経営改善・事業承継・事業再生などの中小企業のライフステージに応じたきめ細やかな本業支援を通じて、地域経済の活力ある発展に貢献できるよう、役職員一同全力で取り組んでまいります。関係機関の皆さまにおかれましては、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 群馬県信用保証協会レポート2021

## CONTENTS

■ 群馬県信用保証協会のプロフィール	2
■ 事業計画	4
■ コンプライアンスへの取り組み	10
■ 個人情報保護宣言	12
■ SDGs達成に向けた取り組み	14
■ 2020年度の主な取り組み	16
■ 信用補完制度	22
■ 信用保証の概要	24
■ 主な保証制度	28
■ 企業のライフステージに応じた支援の取り組み	30
■ 業務の流れ	32
■ 役員・組織体制	34
■ 2020年度の事業実績	38

### 群馬県信用保証協会はSDGs達成に向けた取り組みを実施しています

群馬県信用保証協会は、【信用保証】と【企業のライフステージに応じた支援】で、中小企業・小規模事業者の活力ある発展をサポートすることを通じて、SDGs達成に貢献してまいります。



#### SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

群馬県信用保証協会におけるSDGs達成に向けた取り組みについては、14ページをご覧ください。

# 群馬県信用保証協会のプロフィール

信用保証協会は「信用保証協会法」に基づいて設立された法人で、全国に51協会あります。

私ども群馬県信用保証協会は、群馬県内の中小企業・小規模事業者の皆さまが、金融機関等から事業資金の借入を行う際に、その借入債務を保証することによって円滑な事業資金の調達を支援するとともに、金融機関及び関係機関と緊密な連携を図り、創業・経営改善・事業承継・事業再生の各種支援に積極的に取り組むことで中小企業の経営の安定と発展に貢献してまいります。

## ○3つの基本理念と行動指針

### ～3つの基本理念～

1. 中小企業に寄り添った「信用保証」を通じて、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献します。
2. 金融機関をはじめとする関係機関との連携を深め、中小企業の経営の安定と発展を支援します。
3. 群馬県の明日を担う中小企業のよきパートナーとして、「顔の見える、信頼される保証協会」を目指します。

### ～行動指針～

#### 1. 地域経済への貢献

- (1) 地域に密着した事業活動を通じて、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。
- (2) 創業支援を通じて起業意欲を喚起し、地域経済の活性化に貢献します。
- (3) 経営改善支援、事業承継支援、事業再生支援に積極的に取り組み、地域経済基盤の安定化に貢献します。

#### 2. 質の高い保証サービス

- (1) 中小企業の多様なニーズに的確に応えるため、質の高い信用保証業務を推進するとともに、相談・診断・情報提供などの金融相談業務の充実に努めます。
- (2) 金融機関をはじめとする関係機関との連携を深め、中小企業のライフステージに応じた支援に努めます。
- (3) 中小企業のニーズに応えられるよう、企業活動の現場から生きた知識を吸収することを通じて人材の育成と資質の向上に努めます。

#### 3. 健全な業務運営

- (1) 信用保証協会の公共性を常に念頭におき、高い倫理観を持って、業務に取り組みます。
- (2) 公正かつ誠実な事業を行うため、コンプライアンスを推進します。
- (3) 健全な業務運営基盤を確立するため、業務の効率化に不断の努力を続けます。

## ○沿革

- 昭和24年 9月 ● 設立許可
- 昭和24年10月 ● 財団法人群馬県信用保証協会設立
- 昭和29年 6月 ● 特殊法人群馬県信用保証協会に組織変更
- 昭和44年 5月 ● 県内12か所に連絡所を開設
- 昭和46年 2月 ● 群馬県産業会館へ事務所を移転
- 昭和59年 6月 ● 西毛支所及び東毛支所を開設
- 平成 2年 7月 ● 太田支所を開設、西毛支所を高崎支所、東毛支所を桐生支所に名称変更
- 平成10年 1月 ● 本所を群馬県中小企業会館に移転
- 平成10年 4月 ● 「本所」、「支所」を「本店」、「支店」に名称変更
- 平成16年10月 ● 高崎支店移転
- 平成20年10月 ● 太田支店移転
- 平成21年 4月 ● 桐生支店移転

## ○プロフィール [2021年3月31日現在]

**基本財産** 393億円

**利用企業数** 26,263企業

**役職員数** 132名

**事業所数**

本店(前橋市)、高崎支店、桐生支店、太田支店  
連絡所12か所(商工会議所10か所及び安中市・中之条町の商工会内)



本店外観  
(群馬県中小企業会館4・5・6階)

# 事業計画

## ○中期事業計画（令和3年度～5年度）

群馬県信用保証協会は、公的な保証機関として中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）の金融円滑化に努めるとともに、中小企業に寄り添い、関係機関と緊密に連携して、各種支援業務に取り組み、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

令和3年度から令和5年度までの3か年間における業務運営上の基本方針として、以下に掲げる事項に取り組んで参ります。

### 1. コンプライアンスの徹底と監査・検査体制の強化

信用保証協会の公共的使命と社会的責任を果たすため、役職員一人ひとりが高い倫理観を持って業務を遂行し、コンプライアンス態勢の充実及び強化に取り組み、厳格な監査・検査を行います。また、反社会的勢力排除等については、関係機関と連携を深めて適切かつ迅速な対応を行います。

### 2. 中小企業の金融円滑化に資する保証制度の推進

様々なライフステージにある中小企業の資金ニーズに応じて、中小企業施策に則った政策保証や利便性の高い保証制度の推進を図ります。加えて、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、金融機関と連携して、適切に対応します。また、中小企業及び金融機関の利便性向上のため、信用保証業務の電子化に向けた事務手続き見直しに対応します。

### 3. 地方創生や地域経済活性化に向けた金融機関、関係機関との連携強化

金融機関や関係支援機関等との連携強化により強固な信頼関係を構築して、地方創生・地域経済の活性化に貢献します。

### 4. 創業支援の取り組みの推進

創業応援チーム及び女性創業応援チーム「シルキー クレイン」によるきめ細かな支援により、創業希望者をバックアップし、創業支援の取り組みを通じて、創業機運の醸成を図ります。また、女性創業者及び女性経営者への支援を強化するため、「シルキー クレイン」が中心となってフォローアップ事業等に取り組めます。

### 5. 経営改善、事業再生への取り組みの推進

中小企業が抱える課題に対して、経営改善や事業再生を強力に後押しするため、中小企業の立場に立ったメニューを提案します。

### 6. 事業承継への取り組みの推進

事業承継が大きな課題となる中、「事業承継相談窓口」を中心に、関係機関と連携を強化し、専門家派遣や事業承継に係る保証制度を活用して円滑な事業承継を後押しします。

### 7. 延滞・事故管理の強化

正常な返済が難しくなった中小企業に対して、金融機関と連携して、金融支援や経営改善支援を検討し、正常化に向けて取り組みます。

### 8. 求償権の適切な管理回収

求償権の管理・回収を取り巻く環境の変化に対応するため、効率性や管理コスト、事業再生の意識を持ち、適切な対応方針を決定して、その管理を徹底します。

## 9. その他間接業務の取り組み

信用保証協会を取り巻く環境が大きく変わる中で、業務を適切に運営するため、各種研修や連携機関への派遣研修の実施等により、職員の能力向上や意識改革を促して組織力を強化します。

情報システムの安定的かつ効率的な運用に努めるとともに、顧客利便性の向上及び業務の効率化に資するデジタル化への取り組みを推進します。

デジタルツールを活用した広報の検討を進め、広報対象者に適した内容やチャネルを選定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組みます。

信用保証協会の公共性と社会的責任を正しく認識し、中小企業支援や社会貢献活動を通じて、地域におけるSDGs推進に貢献します。

## 〇年度経営計画（令和3年度）

### 業務環境

#### 1. 群馬県の景気動向

群馬県内の景気の動向は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響から厳しい状態が続いていますが、政府の各種経済対策や地方公共団体による各種支援策の実施、新しい生活様式への対応による新規需要の創出等により一部で持ち直しの動きが見られます。その一方で、新型コロナ感染再拡大への警戒感が続く状況下、景気が底割れする懸念があり、今後の県内経済の動向等を注視する必要があります。

#### 2. 中小企業及び当協会を取り巻く環境

県内の多くの中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）においては、新型コロナの感染拡大による経営への影響に加えて、人手不足や生産性向上への対応、事業承継等の様々な経営課題を抱えています。

新型コロナの影響により売上が大幅に減少した中小企業に対し、群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金（民間金融機関を活用した実質無利子・無担保融資）等の各種支援策により、中小企業の資金繰りに寄与してきました。当協会の保証債務残高は減少基調にありましたが、新型コロナに対応した保証制度の活発な利用に加え、信用補完制度における保証対象業種の拡充等により、保証承諾及び保証債務残高は大幅に増加しています。

当協会はウィズコロナ、ポストコロナの社会の変化を見据え、金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携して、中小企業への円滑な資金供給はもとより、経営改善、IT化等の生産性の向上、事業承継、事業再生等の様々な経営課題を解決するための支援に全力で取り組むことが求められています。

### 業務運営方針

当協会は、「群馬県信用保証協会の3つの基本理念と行動指針」及び「令和3年度～令和5年度 中期事業計画」に基づき、公的な保証機関として、中小企業の金融の円滑化と、中小企業のライフステージに応じた経営支援業務に積極的に取り組み、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するため、令和3年度の業務運営方針を以下のとおりとします。

- ① 役職員のコンプライアンス意識の更なる向上・徹底と、コンプライアンス態勢の強化に努め、検査体制の充実を図ります。また、反社会的勢力排除及び不正利用防止に向けた取り組みを継続します。
- ② 新型コロナや大規模な災害発生等により影響を受けた中小企業に対して、迅速なセーフティネット機能を発揮します。

- ③中小企業のライフステージごとの多様な資金ニーズに対応するため、関係機関と連携し、金融支援を行うことで金融の円滑化に努めます。また、「経営者保証に関するガイドライン」の適切な運用と定着に努めます。
- ④金融機関をはじめとする関係機関との連携を強化して、中小企業の安定的な資金調達を支援することで経営の安定と成長・発展を促進し、公的機関として地方創生に貢献します。
- ⑤経営支援については、金融支援と本業支援の一体的な取り組みや、各種計画策定等の専門家を活用した支援のほか、モニタリング等による伴走支援を行うことで、中小企業の経営改善・生産性向上等を後押しします。
- ⑥事業承継に課題を抱える中小企業に対して、「事業承継相談窓口」を充実させ、円滑な事業承継をサポートし、地域経済の活性化に寄与します。
- ⑦期中管理については、個々の企業の状況把握に努め、金融不安を抱える中小企業に対して、早期の正常化に向けた金融支援に取り組みます。
- ⑧効率性を意識した管理・回収に取り組みます。加えて、事業継続中の中小企業については、事業再生の可能性を発掘し、再生支援に取り組みます。
- ⑨ウィズコロナに対応した社会・経済活動の変化や中小企業の多様化するニーズに対応していくため、人材を育成するとともに組織力の強化を図ります。また、デジタル化への対応も含めて「働き方改革」へ取り組むことで、職員が働きやすい職場環境の向上に努めます。
- ⑩情報システムの利便性を高めるとともに、安定的かつ効率的な運用を維持します。また、事業継続計画（BCP）の点検や周知徹底等により実効性を確保します。
- ⑪信用保証業務や経営支援業務に係る情報や当協会の取り組み等について、様々な広報媒体を活用して中小企業や金融機関をはじめとする関係機関等に広報します。
- ⑫中小企業支援や社会貢献活動を通じて、地域におけるSDGs（持続可能な開発目標）の推進に貢献します。

## 重点課題

### 【保証部門】

#### 1. 中小企業の金融円滑化に資する保証制度の推進と迅速な対応

- ①新型コロナ拡大の影響を受けた中小企業の資金ニーズに応じて、伴走支援型特別保証等の政策保証や利便性の高い保証制度等を推進し、資金繰りの安定化を図ります。
- ②中小企業のライフステージに応じた保証制度を提案、推進することで中小企業の成長・発展を図ります。
- ③経営者保証に関するガイドラインの適切な運用と定着に努め、経営者による積極的な事業展開を後押し、地域経済の活力ある発展に貢献します。
- ④金融機関訪問等を積極的に行い、信頼関係を構築するとともに、保証制度のニーズを把握し、中小企業の課題解決につながる保証制度を検討します。

#### 2. 地方創生や中小企業の発展に向けた取り組みと連携の強化

- ①女性創業応援チーム「シルキークレイン」を中心とした当協会独自の創業セミナー等の開催や、関係機関が開催する創業セミナー等に講師派遣を行い、県内の創業機運の醸成を図ります。
- ②金融機関との対話の継続や、勉強会、研修についても引き続き積極的に開催して、地域動向の把握に努めます。
- ③地方創生に係る中小企業の振興を目的とした相互協力の覚書を締結した金融機関とは、実効性を高めるため、情報交換会等を開催します。また、中小企業に対する金融機関の支援方針を踏まえ、保証付き融資とプロパー融資を組み合わせた資金供給を実施します。
- ④群馬県産業支援機構とより緊密に連携し、様々な経営課題を抱える中小企業に対して互いの強みである事業支援と金融支援を協力して実施することで、県内産業の発展と地域経済の活性化に貢献します。

- ⑤金融機関をはじめとする関係機関が開催するビジネスマッチングのための交流会等に対して積極的に後援等を行い、地方創生・地域経済の発展に貢献します。
- ⑥群馬県中小企業支援ネットワーク会議の事務局として、県内中小企業の経営安定・発展を図り、地域経済の活力ある発展に貢献するため、関係機関との連携強化に取り組みます。
- ⑦中小企業及び金融機関の利便性向上のため、保証審査事務手続きの電子化へ対応します。

### 3. 反社会的勢力排除及び不正利用防止

公的機関としての使命感を持ち、反社会的勢力排除や不正利用防止のため、保証申込先の現地調査や全国暴力追放運動推進センターからの情報活用、群馬県暴力追放運動推進センターとの連携等により、チェックの徹底を図ります。

### 4. 信用保証を通じたSDGs・地域貢献への取り組み

中小企業に寄り添った信用保証により、円滑な資金供給と中小企業のSDGs・地域貢献に対する取り組みを支援します。また、大規模な経済危機や災害の発生時には、地域金融のセーフティネット機関としての役割を果たすべく取り組みます。

## 【期中管理・経営支援部門】

### 1. 創業支援の推進

創業応援チーム及び女性創業応援チーム「シルキークレイン」による伴走支援により、よきパートナーとして創業者に寄り添った対応を実施します。また、「シルキークレイン」によるきめ細かいフォローアップを実施し、女性の社会進出を支援します。

### 2. 経営改善支援・金融支援の取り組み

- ①経営改善支援が必要と判断される中小企業に対しては、中小企業の立場に立った支援メニューを提案します。特に新型コロナ拡大の影響を受けて経営状況が改善しない中小企業に対しては、経営改善サポート保証（感染症対応型）等の保証制度を提案して、資金繰りと経営改善を総合的にサポートします。必要に応じ、外部専門家派遣事業や認定支援機関による経営改善計画策定支援事業（以下「405事業」という。）を活用します。また、当協会が事務局を務める群馬県経営サポート会議を開催し、関係機関と連携して経営改善支援に取り組みます。
- ②コロナ禍に対応した経営支援として、オンラインによる「リモート経営診断」を活用します。過去にない厳しい経営環境に苦しむ中小企業を支えるためにも、外部環境や顧客ニーズの変化に柔軟に対応した支援メニューを導入します。
- ③返済緩和中の中小企業や取扱金融機関等に対して、返済正常化に向けた働きかけを、引き続き能動的に行います。
- ④金融・経営窓口相談コーナー、及び出前金融・経営相談等の相談業務に引き続き注力します。

### 3. 事業承継支援の推進

- ①「事業承継相談窓口」を起点として当協会全体で中小企業の事業承継に係る課題解決を支援し、事業承継の円滑化を図ります。
- ②群馬県事業承継・引継ぎ支援センターをはじめとする関係機関・金融機関と連携を図るとともに、外部専門家派遣事業等により、事業承継計画策定支援や助言を行います。また、中小企業の事業承継に向けた課題に応じて、有効活用できる保証制度を積極的に提案し、事業承継を後押しします。

### 4. 事業再生支援の取り組みの推進

- ①群馬県経営サポート会議の活用や群馬県中小企業再生支援協議会（以下「再生支援協議会」という。）等との連携により、各種再生手法を活用しながら、事業再生支援に取り組みます。
- ②自主的な廃業を選択する中小企業に対しては、再生支援協議会等と連携して円滑な事業撤退支援に取り組みます。

## 5. 経営改善支援、事業再生支援先のモニタリングの推進

- ①外部専門家派遣事業や405事業等を活用して経営改善計画書を策定した先に対し、当協会が計画の実施状況を確認します。更に、金融機関や認定支援機関等と連携して、経営改善計画の実行支援に取り組みます。
- ②再生支援協議会により事業再生計画等を策定した先に対し、同計画の進捗状況を定期的にモニタリングし、同計画期間の終了時点において出口戦略（次の方針）を検討します。

## 6. 経営支援の効果的な実施に向けた検証

- ①信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業や405事業を活用して経営改善計画書を策定した先、当協会が事務局を務める群馬県経営サポート会議を活用した先等から効果検証に向けた経営支援先を対象とします。
- ②ローカルベンチマークの財務情報、及びC R Dカテゴリ等を効果検証に必要な情報として整理・蓄積し、指標としての検証を行います。

## 7. 事故の減少に向けた取り組みの推進及び回収部門との連携強化

- ①外部専門家派遣事業等による経営改善の可能性を検討し、経営改善・事業再生支援が必要と判断される中小企業に適切な支援策を講じます。
- ②正常な返済が難しくなった中小企業に対しては、早期に金融機関に働きかけ、事故状態に至る前に返済正常化を図ります。
- ③事故状態にある中小企業については、実態把握を行い、金融機関と連携して事故状態からの正常化を推進します。
- ④代位弁済が避けられない中小企業については、関係人の情報収集に努め、企業実態を回収部門と共有して、速やかに代位弁済を進めます。

## 8. 経営支援を通じたSDGs・地域貢献への取り組み

中小企業のライフステージに応じた各種の経営支援業務を、関係機関と連携して行い、活力ある中小企業の創出と持続的な成長・発展に寄与することで、SDGs・地域経済の発展に貢献します。

### 【その他間接部門】

#### 1. コンプライアンス態勢及び監査・検査体制の強化

- ①コンプライアンス・プログラムに基づく活動を通して、コンプライアンス態勢の強化及び役職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。
- ②研修・啓蒙活動の実施により、高い倫理観を持って真摯に業務に取り組みます。
- ③全国暴追センターからの情報活用及び群馬県暴追センター等との連携を図り、反社会的勢力排除に向けた取り組みを強化します。
- ④内部検査における検査項目等を継続的に見直し、検査体制の強化を図ります。

#### 2. 人材育成を通じた組織力の強化と働きやすい職場環境の向上

- ①各種研修への参加及び外部講師による講演会の開催等により、信用保証協会の職員として必要となる知識の習得に努め、企業診断・経営支援業務を担える人材の育成を推進します。
- ②外部連携機関への派遣研修を実施して、研修で得られた知識を職員へフィードバックすることで、適切な業務運営につなげます。
- ③重要なテーマについて意見交換会等を開催し、職員が認識を共有し一丸となって業務改善や経営課題に取り組むことで組織力の強化を図ります。
- ④衛生委員会の活動や職員相互のコミュニケーションの機会を通してメンタルヘルスケア等に取り組みます。また、デジタル化への対応も含め「働き方改革」へ取り組むことで職員が働きやすい職場環境づくりに努めます。

### 3. 情報システムの安定的な運用と事業継続計画（BCP）の実効性の確保

情報システムの安定的かつ効率的な運用を維持するとともに、より利便性の高い利用環境の構築に努めます。また、災害等発生時においてシステム環境の迅速な復旧ができるよう訓練を実施し、事業継続計画（BCP）の点検と周知徹底を図る等により実効性を確保します。

### 4. 効率的な広報活動への取り組み

ホームページや様々な広報媒体を通じて、各種保証制度に関する情報及び経営支援に関する取り組みについて積極的に広報します。また、創業応援ラジオ番組「チャレンジ・ザ・ドリーム」へのスポンサーを継続することで、県内における創業機運の醸成に貢献します。加えて、SDGsの達成及び環境保全に資する取り組みとして、デジタル化・ペーパーレス化へシフトするための研究や調査を進めます。

### 5. SDGsに係る社会貢献活動、労働環境の整備及び人材の活躍推進の取り組み

コロナ禍等の制限がある中においても可能な限り地球環境の保全につながる活動へ参加・協力やボランティア活動への参加、教育機関との連携、地域の催しへの協賛等により、SDGsの推進や地域の活力向上に寄与します。また、デジタル化への対応も含めて働き方改革を意識した労働環境の整備に努めるとともに、女性創業応援チームの活動等により多様な人材が活躍できる地域づくりに貢献します。

## 保証承諾等の見通し

令和3年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	1,830億円	113.3%
保証債務残高	6,548億円	195.8%
代位弁済	96億円	137.1%
回収	16億円	80.0%

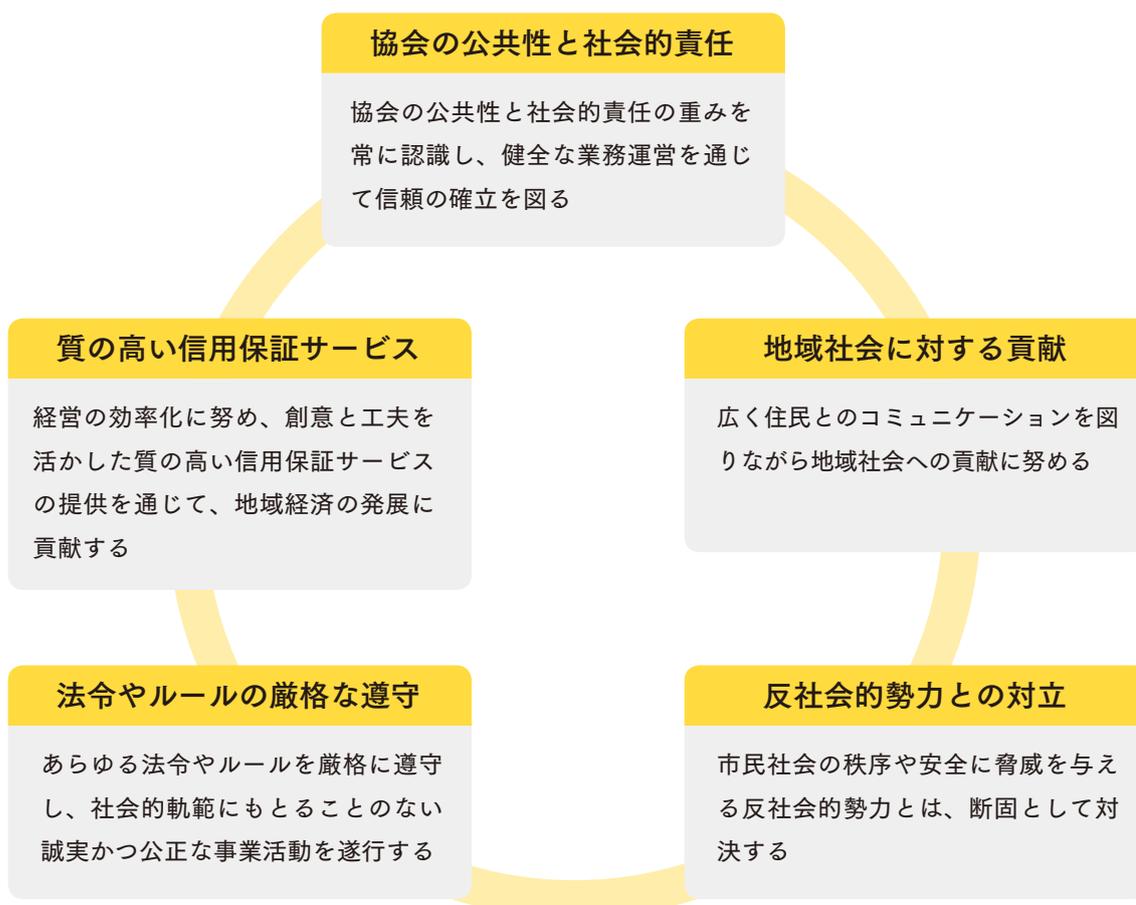
## コンプライアンスへの取り組み

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の振興と地域経済の活力ある発展を積極的に支援するという公共的使命と社会的責任を果たすため、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行することが求められています。

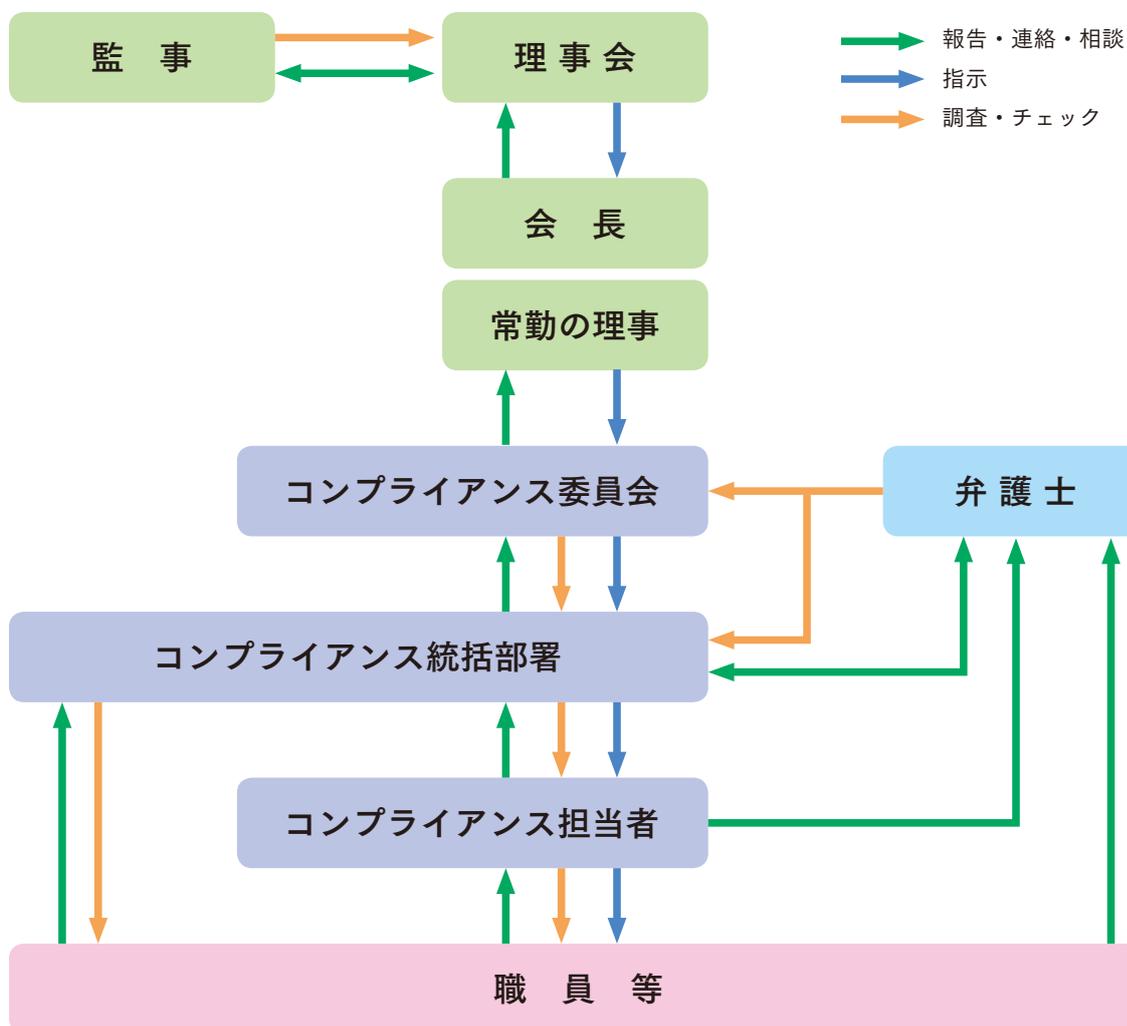
このため、当協会では信用保証制度全体に対する信頼の確立を目指すため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に取り組んでいます。

コンプライアンスを実践するための基本方針として、「倫理憲章」を定めています。

### ○群馬県信用保証協会倫理憲章



## ○コンプライアンス組織体制図



### 反社会的勢力に係る企業等への保証はいたしません

#### 1. 暴力団等の反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりません

公共性の高い使命と重い社会的責任を負う信用保証協会としては、暴力団等の反社会的勢力に対しては信用保証を行いません。

また、申込人や保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証に対象としておりません。

信用保証をご利用の際にご提出いただく信用保証委託契約書には、委託者ご本人または保証人が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことなどを表明、確約していただくため、反社会的勢力を排除する旨の条項を定めています。

暴力団等反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりませんのでご注意ください。

信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。

#### 2. 第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません

信用保証協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証の取り扱いをするために、暴力団関係者や金融斡旋屋等の第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません。

# 個人情報保護宣言

群馬県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

## 1. 個人情報に関する法令等の遵守

- 当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

## 2. 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

## 3. 個人データの適正管理

- お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

## 4. 個人情報保護の維持・改善

- 当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

## 5. 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

## 6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口へ備え置きしてある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（又は郵送）ください。

## 7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- 6、7の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

## 8. 質問、苦情について

- 当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

## 9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

- 当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	前橋市大手町三丁目3番1号	
電話番号	027-231-8816	027-231-8875
部 署 名	群馬県信用保証協会 総務部 総務課	群馬県信用保証協会 保証統括部 保証推進課

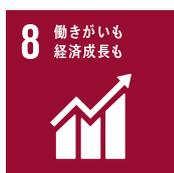
# SDGs 達成に向けた取り組み

当協会は、「群馬県の経済発展に貢献する」という理念のもと、持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨に賛同するとともに、信用保証協会の公共性と社会的責任を正しく認識し、信用保証を通じて地域経済の持続的発展に貢献します。

## 1. 中小企業支援による地域経済の発展に貢献する取り組み

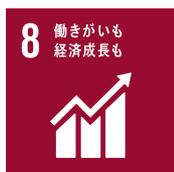
(1) 信用保証を通じて中小企業への円滑な資金供給を行います

- ア 中小企業の信用力を補完することで、中小企業と金融機関とのかけ橋となり、地域経済の発展に貢献します
- イ 中小企業を取り巻く環境や、中小企業が置かれている現状を汲み取り、中小企業に寄り添った信用保証を行います
- ウ 大規模な経済危機や災害の発生の際には、中小企業の経営基盤を支えるため、セーフティネット機関としての役割を果たします
- エ SDGsや地域貢献に対する取り組みを行う中小企業に対し、SDGs私募債保証制度などで資金調達を支援します



(2) 企業のライフステージに応じた支援を関係機関と連携して行い、中小企業の成長に寄与します

- ア 創業相談及び創業計画の策定支援など、多様な創業支援により、活力ある企業を生み出します
- イ 個々の企業の実情に即した経営改善支援により、中小企業の経営課題解決に尽力します
- ウ 円滑な事業承継を促進する事業承継支援により、企業の価値を未来に繋げます
- エ 厳しい経済環境のもと、苦境に立った中小企業への事業再生支援により、経営の健全化を後押しします



## 2. 社会貢献活動、労働環境の整備及び多様な人材の活躍推進への取り組み

### (1) 公的機関である信用保証協会の社会的立場を鑑み、社会貢献活動に尽力します

- ア ペーパーレスによる森林資源保護やクールビズなどの省エネ化による地球温暖化防止を行い、地球環境の保全に努めます
- イ ボランティア活動やチャリティーイベントへの自主的な参加、及び地域の催しや祭りに協賛することで、地域の活力向上に貢献します
- ウ 地球環境の保全に取り組む企業を支援する債権の取得を通じて、持続可能な社会の実現に向けた活動に協力します



### (2) 働き方改革を意識した労働環境の整備に努めます

- ア 有給休暇取得の推進や時間外労働の削減などにより、ワークライフバランスを促進します
- イ 育児休業取得の推進や育児休業からの職場復帰支援などにより、性別にとらわれない職場づくりを推進します
- ウ 各種ハラスメントの撲滅や職員のメンタルヘルスケアに取り組み、職員がいきいきと働ける職場であり続けます



### (3) 多様な人材が活躍できる環境整備と機会の提供に励みます

- ア 質の高い保証サービスを提供するため、各種研修制度の実施や資格取得の奨励により、職員のスキルアップを図ります
- イ 女性創業応援チーム「シルキー クレイン」による女性創業支援により、女性が活躍できる地域づくりに貢献します



# 2020年度の主な取り組み

## 協会の出来事

1月29日  
「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置。

3月2日（官報告示日）  
セーフティネット保証4号が全都道府県を対象として指定される（指定期間は2月18日から）。

3月6日～  
セーフティネット保証5号の指定業種が追加指定。以後、指定業種は順次追加され、5月1日には中分類基準で85業種が指定業種となる。

3月13日（官報告示日）  
創設以降はじめて危機関連保証の取り扱いを開始（指定期間は2月1日から）。

## 令和元年

## 社会の出来事

1月6日  
厚生労働省が中国武漢市で原因不明の肺炎が確認されたことについて注意喚起を行う。

1月14日  
WHOが新型コロナウイルスを確認。

1月15日  
日本国内における初めての感染を確認。

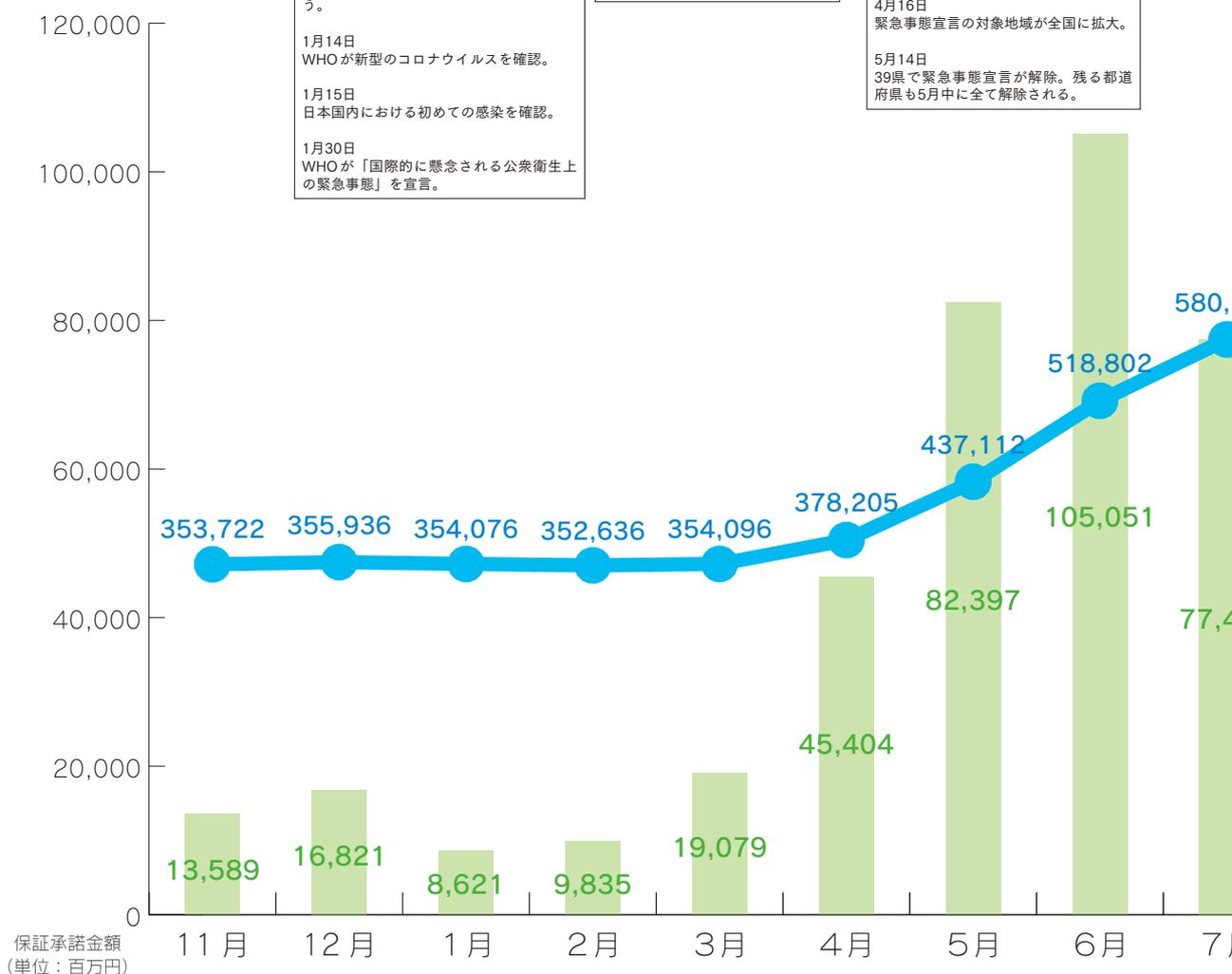
1月30日  
WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言。

3月24日  
東京オリンピック・パラリンピックについて1年程度の延期が決定。

4月7日  
7都府県に緊急事態宣言を発令。

4月16日  
緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大。

5月14日  
39県で緊急事態宣言が解除。残る都道府県も5月中に全て解除される。

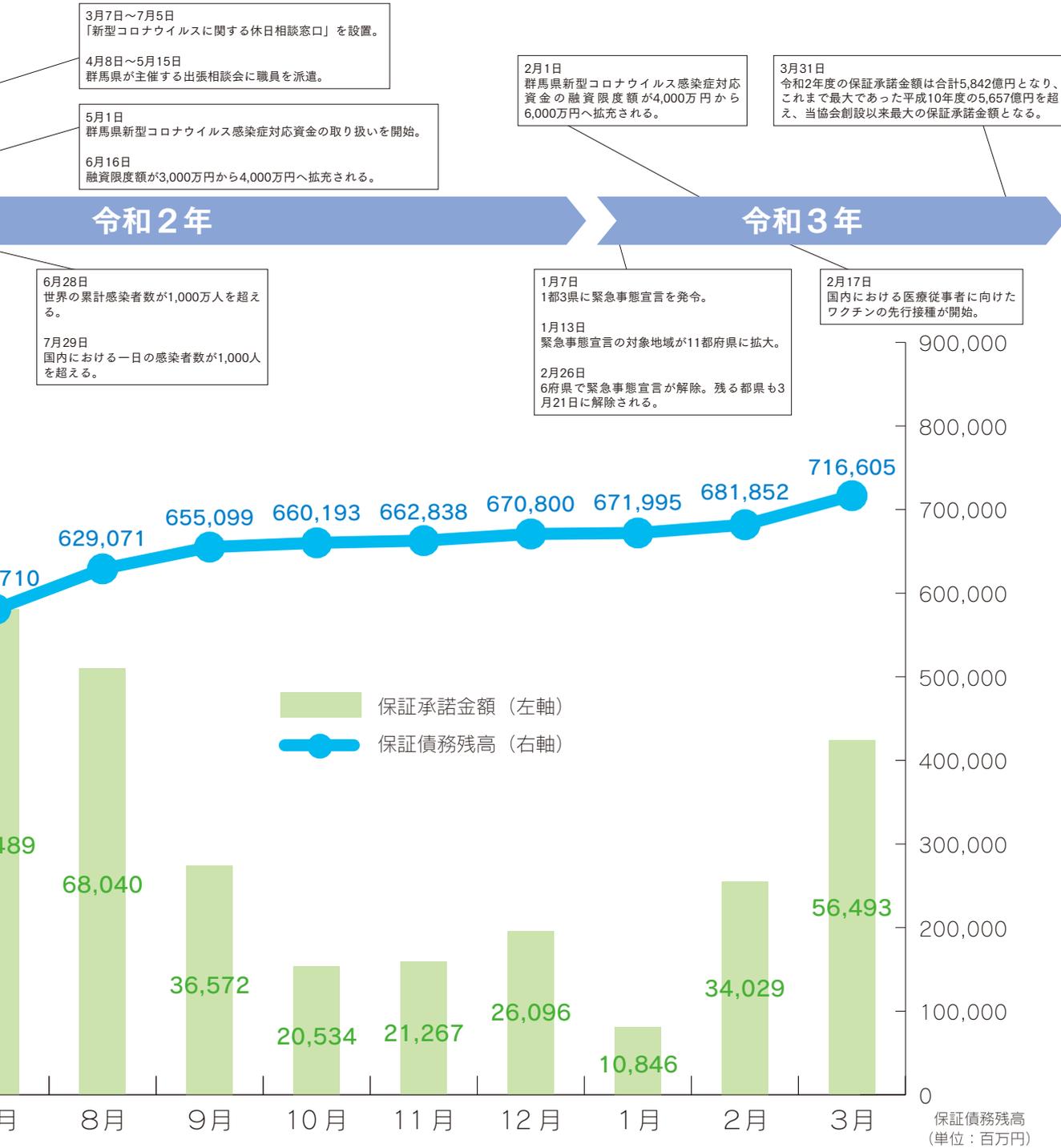


## 令和元年

新型コロナウイルス感染症は令和2年年頭から世界中で感染が拡大し、一年が経過した現在でも多くの人々に影響を与えています。県内の中小企業・小規模事業者においても、感染拡大防止を目的とした経済活動の制限の影響等により、非常に厳しい経営状況が続いています。

このような中、当協会は県内中小企業・小規模事業者の経営の安定と発展に寄与すべく、「群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金」をはじめとした政策保証に懸命に取り組み、保証承諾金額は過去最大の5,842億円、保証債務残高は前年比約2倍の7,166億円となりました。年度を通じて行った県内経済におけるセーフティネット機関としての役割を、令和2年度における主な取り組みとしてご紹介します。

# 新型コロナウイルス感染症に関する当協会の対応について



令和2年度 保証承諾金額・保証債務残高実績

(単位: 百万円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保証承諾金額	45,404	82,397	105,051	77,489	68,040	36,572	20,534	21,267	26,096	10,846	34,029	56,493
前年同月比	534.7%	1173.5%	565.6%	637.0%	659.6%	140.2%	134.1%	156.5%	155.1%	125.8%	346.0%	296.1%
保証債務残高	378,205	437,112	518,802	580,710	629,071	655,099	660,193	662,838	670,800	671,995	681,852	716,605
前年同月比	109.3%	127.2%	149.2%	164.9%	178.4%	185.0%	186.2%	187.4%	188.5%	189.8%	193.4%	202.4%

## ○金融機関との連携強化

### 企業の成長・発展を促すための金融機関との連携強化

当協会では、中小企業・小規模事業者の成長・発展を促すため、より強固な連携を金融機関と図るべく取り組みを行っています。

地方創生や中小企業・小規模事業者への支援強化を目的として、金融機関と創業支援・経営改善支援等の取引先企業の支援業務に関することや、勉強会・意見交換会開催等、金融機関と当協会との人的な交流に関する覚書を締結しています。

また、当協会の役員から保証審査担当者までの各階層で金融機関との対話を積極的に行い、中小企業・小規模事業者にとってより良い支援が行えるよう努めました。これまでと同様に信用保証の付かない融資（プロパー融資）と信用保証付き融資を適切に組み合わせ、金融機関と当協会が協力して中小企業・小規模事業者が円滑に資金調達できるよう取り組みました。2020年度に当協会にて保証承諾をしたもののうち、59.0%が金融機関のプロパー融資支援が行われていました。

今後も中小企業・小規模事業者の皆さまにとって頼りになる存在となれるよう、金融機関との連携を強化し、質の高い支援を行ってまいります。

### 群馬県信用組合と覚書を締結しました

この取り組みは、地方創生や中小企業・小規模事業者への支援強化を目的として、平成28年度から始めたもので、令和2年度は、群馬県信用組合と新たに業務連携に関する覚書を締結しました。令和2年度末までに12金融機関と覚書を締結しています。

連携の内容は、金融機関によって様々ですが、創業支援・経営支援等の取引先企業の支援業務に関することや、勉強会・意見交換会開催等、金融機関と当協会の人的な交流に関することなど多岐にわたります。

今後も、中小企業・小規模事業者の皆さまにとって頼りになる存在となれるよう、金融機関との連携を強化し、質の高い支援を行ってまいります。



## ○外部機関との連携強化

### 群馬県産業支援機構と覚書を締結しました

令和3年3月10日、当協会と群馬県産業支援機構は「業務連携に関する覚書」を締結しました。群馬県産業支援機構とは平成19年4月に「業務連携・協力に関する覚書」を締結していましたが、昨今の中小企業・小規模事業者の抱える経営課題が広範かつ複雑になっていることから、連携項目を見直したものです。

特に、コロナ禍におけるニューノーマルに対応した事業展開や、売上の減少によって厳しくなった収益性の改善等、県内の中小企業・小規模事業者はさまざま経営課題を抱えています。こうした状況に対し、制度資金などで資金繰り支援等実績のある当協会と、生産性向上や販路開拓など経営支援等実績のある群馬県産業支援機構が、それぞれの専門分野を活かして相互に連携することで、県内の中小企業・小規模事業者の振興、発展と県内経済の活性化に貢献していきます。



## ○地方創生への取り組み

### FM GUNMA との共同制作番組「チャレンジ・ザ・ドリーム」について

創業機運の醸成等、地方創生に資する取り組みとして、平成25年4月から放送を開始したFM GUNMAの創業応援番組「チャレンジ・ザ・ドリーム」は、令和2年度も継続して放送しました。

企業のトップや経済界のリーダーから創業や事業承継時に経験したこと、経営者となってからの挑戦の軌跡やこれから創業をされる方・若者へのメッセージなどをお話しいただいています。また、特徴のある事業者や、新規創業者などを「チャレンジ企業」として紹介しています。令和2年度は24名の経営者等にご出演いただき、興味深いお話をさせていただきました。また、番組の一部では、当協会からのトピックスを紹介するコーナーも設け、県内の中小企業・小規模事業者へ情報発信をしています。

なお、過去放送分につきましては、当協会ホームページに掲載しています。

令和元年度に放送した トップインタビューをまとめた冊子「チャレンジ・ザ・ドリーム ～群馬の明日をひらく～ 令和元年度版」を発刊しました。起業やイノベーションのヒントに満ちた経営者の言葉がたくさん詰まった冊子です。

金融機関、関係機関、教育機関や創業スクールなどに幅広く提供し、創業意欲の向上に資する取り組みを行いました。



## ○事業再生支援の強化

### 再生支援課を新設しました

中小企業・小規模事業者の「事業再生支援」に係る支援体制を一層強化するため、令和2年4月に再生支援課を新設しました。

再生支援課は、従来の事業再生支援業務を継続した上で、金融機関をはじめとした各支援機関と連携し、事業再生計画策定後のモニタリング強化や、代位弁済となった企業の事業再生支援などに取り組みました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに窮する中小企業等の支援については、新型コロナ関連保証による資金繰り支援等に加えて、群馬県中小企業再生支援協議会（以下「再生支援協議会」という。）の事業に追加された「新型コロナウイルス感染症特例リスクジュール」（以下「特例リスク」という。）を多数提案しました。具体的には、特例リスク計画策定の窓口となる再生支援協議会と連携を図り、特例リスクによる返済猶予要請に協力し、資金繰り支援後は金融機関等を通じて企業の現況把握に努めました。

令和2年度では、金融機関、各支援機関と一体となり、ポストコロナを見据えた事業再生の支援体制を構築することができました。令和3年度も引き続き、事業再生手法等を活用した事業再生支援に取り組みます。



## ○コロナ禍に対応した経営支援

### リモート経営診断を開始しました

外部専門家による経営診断や経営改善計画策定支援事業等において、インターネット環境を利用した「リモート経営診断」を令和3年1月に開始しました。

従来の方法では、中小企業者・小規模事業者や外部専門家、保証協会等が複数回にわたり直接面談する形態でしたが、新型コロナ感染のリスク軽減や業務の効率化等を図る目的でリモートを活用した経営診断を導入しました。

また、経営支援課において、令和2年12月24日、25日の2日間に分けて、リモート経営診断の概要や進め方の理解を深めていただくための研修会を開催し、外部専門家である中小企業診断士の方34名に受講いただきました。（写真は研修会のようす）

コロナ禍の中小企業者・小規模事業者の経営支援に積極的に取り組むため、今後もオンラインによるリモート経営診断を活用します。



## ○ボランティア活動への取り組み

### 清掃活動を行っています

当協会の高崎支店では、JR高崎問屋町駅を中心に年一回開催される「問屋街クリーン大作戦」、及び月一回開催される「問屋街清掃デー」に参加して清掃活動を行っています。当協会では、こうした地域をあげてのボランティア活動等に参加し、SDGs達成への取り組みに注力しています。（SDGs達成に向けた取り組みについては14ページをご覧ください。）



上毛新聞社が毎週日曜日に発行している『週刊 風っ子』に「問屋街クリーン大作戦」が取り上げられました。（令和2年11月22日発行）写真左から、前段2名、後段3名が当協会の職員です。

## ○職員の資質向上への取り組み

### 外部講師をお招きし、コンプライアンス研修を行いました

令和3年1月25日、群馬銀行 リスク統括部 コンプライアンス統括室 室長 岸克也 様 を講師にお招きし、コンプライアンス研修会を開催しました。

研修では、コンプライアンスを順守することの意義や、コンプライアンス違反により生じる影響、コンプライアンス違反者の心理等について、ご講義いただきました。業務の中に潜むコンプライアンス・リスクや、コンプライアンスを順守することの重要性を改めて認識しました。

今後も当協会は、公的な保証機関としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス・プログラムに基づく活動を通じて、コンプライアンス態勢の強化に努めてまいります。



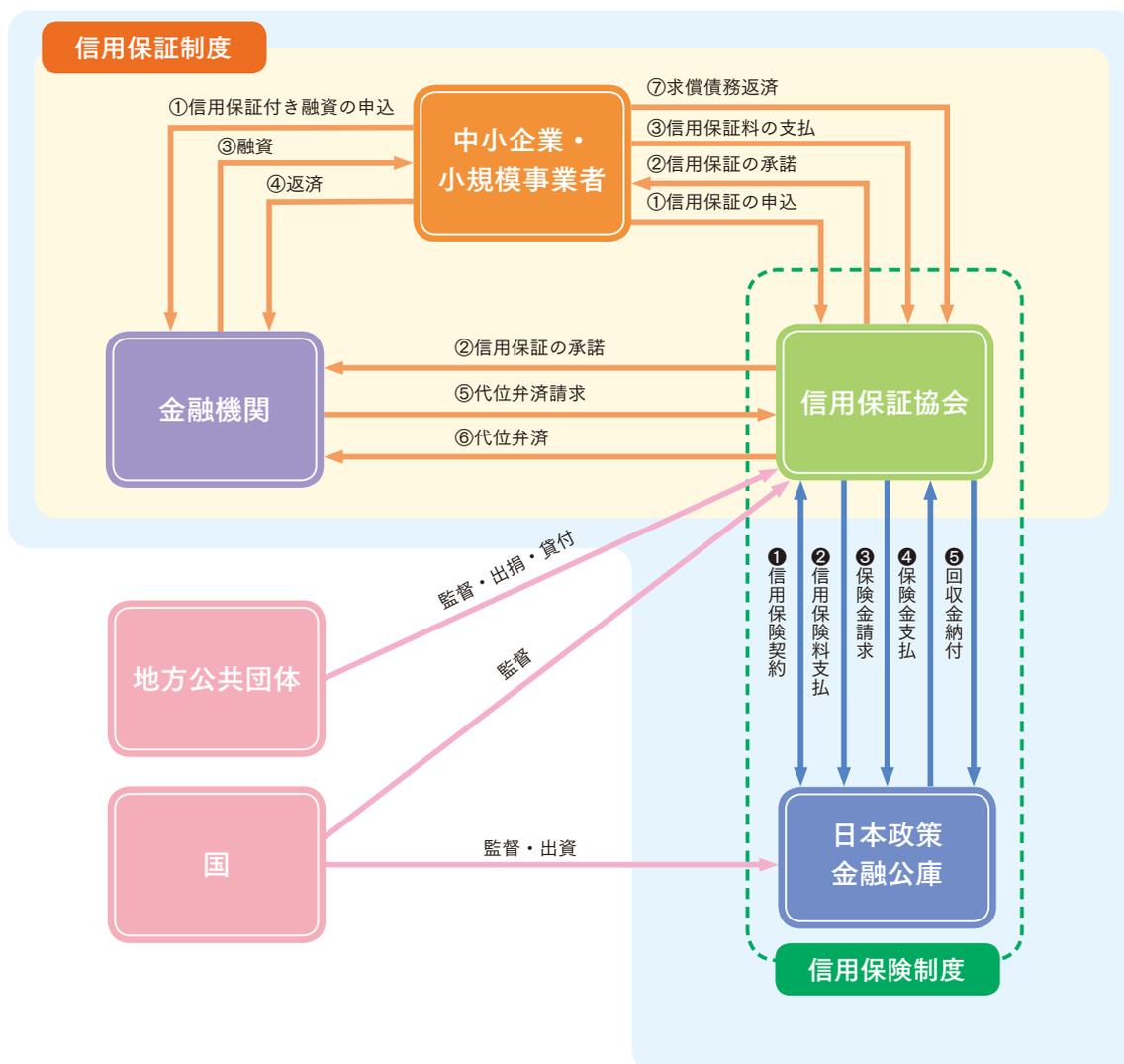
# 信用補完制度

信用補完制度は中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が行う債務の保証について日本政策金融公庫が再保険を行う「信用保険制度」の総称です。両制度は、相互に一体的に機能しています。

## 信用補完制度



## ○信用補完制度のしくみ



## 信用保証制度

- ① 中小企業・小規模事業者等は、金融機関に信用保証付き融資の申込を行い、金融機関を経由して信用保証協会に信用保証の申込をしていただきます。
- ② 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者等の事業の内容や経営計画を確認し、その結果、信用保証をすることが適当と認め、申込内容を承諾した場合は、金融機関及び中小企業・小規模事業者等へ通知します。
- ③ 信用保証の承諾の通知を受けた金融機関は、中小企業・小規模事業者等へ融資します。中小企業・小規模事業者等は、借入と同時に信用保証協会へ信用保証料をお支払いいただきます。
- ④ 中小企業・小規模事業者等は、融資条件に基づいて借入金を金融機関へ返済していただきます。
- ⑤ 中小企業・小規模事業者等が返済できなくなった場合、金融機関は信用保証協会に対して残りの融資金の支払を請求します。
- ⑥ 信用保証協会は、金融機関の請求に基づき、中小企業・小規模事業者等に代わって金融機関へ借入金の支払をします（代位弁済）。
- ⑦ 代位弁済後、中小企業・小規模事業者等と信用保証協会にて相談し、借入金を返済していただきます。

## 信用保険制度

- ① 信用保証協会が中小企業・小規模事業者等のために金融機関に対して行う債務の保証について、日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結します。
- ② 信用保証協会が信用保証を行った場合は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った場合は、日本政策金融公庫に対して保険金の支払を請求します。
- ④ 日本政策金融公庫は、信用保証協会の請求に基づき、信用保険の種類に応じて定められたてん補率（代位弁済を行った元金の70%~90%）で保険金を信用保証協会へ支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者等からの返済金について、てん補率に応じて日本政策金融公庫へ回収金を納付します。

# 信用保証の概要

## ○信用保証をご利用いただける方

### 企業規模

会社の場合、資本金（資本の額又は出資の総額）及び常時使用する従業員のいずれか一方が、下表の条件に該当していれば信用保証をご利用いただけます。

個人事業者及び特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、常時使用する従業員が、下表の条件に該当していれば信用保証をご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用する従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業（士業法人を含む）	5,000万円以下	100人以下
医療法人等	—	300人以下

※ただし、下表の政令特例業種については、企業規模が異なります（NPO法人は特例対象外）

業種	資本金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

### 業種

大半の業種がご利用いただけますが、中小企業信用保険法施行令により、下表の業種は信用保証の対象外とされています。

#### 主な信用保証の対象外の業種

農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、その他信用保証法で定める一部のサービス等

### 所在地・業歴・許認可

群馬県内において工場・店舗又は事務所を有し、事業を行っている方が群馬県信用保証協会をご利用いただけます。また、創業関連保証等については、業歴に関係なく創業前からご利用いただけます。

また、免許、許可、認可、登録、届出等を必要とする事業については、適法に許認可等を受けていることが必要です。

## ○信用保証の内容

### 保証限度額

1 企業者に対する一般的な保証の限度額は下表のとおりです。なお、下表とは別枠でご利用いただける保証もございますので、詳しくは営業部・各支店の保証課までお問い合わせください。

組織	保証限度額
個人事業者・会社・医療法人等・NPO法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

### 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金となります。

### 連帯保証人

当協会では、特別な事情がある場合を除き原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要としています。

#### 一般事業者における連帯保証人の取り扱い

次の場合を除き、個人事業者の場合は、原則として連帯保証人を不要とし、法人は代表者以外の連帯保証人を不要としています。

- ①実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、申込人（法人の場合はその代表者）と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- ②本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③財務内容や経営の状況等を総合的に判断して、通常の保証許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

#### 組合における連帯保証人の取り扱い

原則として代表理事のみを連帯保証人としませんが、個々の組合の実情に応じ他の理事を連帯保証人とする場合があります。

なお、転貸資金については、代表理事のほか、転貸先組合員（組合員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人としています。

#### 担保提供者の取り扱い

担保提供者は法人の代表者及び前記「一般事業者における連帯保証人の取り扱い」に該当する場合を除き連帯保証人とはしません（担保提供者は物上保証人となります）。

当協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重した対応を行っています。本ガイドラインの趣旨に照らして経営者保証が不要となる場合があります。

## ○信用保証料

信用保証料は、中小企業・小規模事業者と信用保証協会の「信用保証委託契約書」に基づき、保証利用の対価としてお支払いいただくものです。

### 保証料率の体系

保証料率は、原則として中小企業・小規模事業者の信用リスクに応じて9段階に区分（弾力化）された体系としています。（単位：％）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有保証料率 （特殊保証）	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※9段階の区分は、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）により、財務情報を評価し、非財務情報を加味して決定します。

※特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形割引根保証です。

例外として、経営安定関連保証などの一部の保証制度は、一律の保証料率が適用されます。

（単位：％）

保証制度	保証料率	保証制度	保証料率
経営安定関連保証（1～4・6号）	0.80	経営安定関連保証（5・7・8号）	0.68
創業関連保証	0.70	特定経営承継準備関連保証	1.15

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※上記の保証制度は代表例です。

### 保証料率の割引

不動産担保をご提供いただく場合や、一部の群馬県制度資金をご利用いただく場合などは、信用保証料率が割引となります。

定性割引	割引の内容
有担保割引	弾力化保証料率が適用される保証及び一律の保証料率が適用される一部の保証について、保証料率を0.1％引きします
会計参与設置会社割引	一括支払契約保証を除く全ての保証について、保証料率を0.1％引きします

（単位：％）

割引が適用される群馬県制度資金の保証料率（弾力化保証料率の場合）									
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象外	2.00	1.80	1.60	1.40	1.15	0.90	0.72	0.56	0.40
責任共有対象	1.730	1.580	1.380	1.180	0.980	0.830	0.664	0.498	0.373

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※一律料率で割引が適用される群馬県制度資金もございます。

## ○責任共有制度

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的としています。

### 負担割合

信用保証協会の保証が付いた融資の負担割合は、原則として、信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

ただし、一部例外的に除外される保証制度があります。

#### 責任共有の対象外となる保証制度

- ①経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号・6号
- ②災害関係保証
- ③創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）
- ④特別小口保険に係る保証
- ⑤事業再生保証
- ⑥小口零細企業保証
- ⑦求償権消滅保証
- ⑧中堅企業特別保証
- ⑨東日本大震災復興緊急保証
- ⑩経営力強化保証

（ただし、「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を「経営力強化保証」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）

- ⑪事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

（ただし、「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を「事業再生計画実施関連保証」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）

- ⑫危機関連保証

### 責任共有の方式

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、各金融機関にはいずれかの方式を選択していただいています。

なお、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証（ABL保証）等、一部の保証制度については、金融機関が選択した方式に関わらず部分保証で取り扱いしています。

部分保証方式	負担金方式
融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式 ◎ 保証金額 = 融資金額 × 80%	融資金額の100%を信用保証協会が保証するが、金融機関の信用保証利用実績に応じて一定の負担金を信用保証協会に納付する方

## 主な保証制度

中小企業・小規模事業者の多様な資金需要に応え、円滑な資金調達の促進を図るため、各種保証制度をご用意しています。主な保証制度の概要をご紹介します。

### ○通常の保証

#### 普通保証

- 対象 中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.45～1.90%
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 20年以内（普通保証は3年以内）

#### 長期保証

### ○小規模事業者の方

#### 小口零細企業保証

- 対象 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下。ただし娯楽業、宿泊業は20人以下）
- 保証料率 0.50～2.20%
- 保証限度額 2,000万円
- 担保 原則不要
- 保証期間 10年以内

### ○これから事業を始める方、創業後間もない方

#### 創業関連保証

- 対象
  1. 「事業を営んでいない個人」が「1か月以内（※）に個人で事業を開始する場合」又は「2か月以内（※）に会社を設立する場合」  
（※ 認定特定創業支援事業により支援を受け、支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた場合は、それぞれ6か月以内となります。）
  2. 「事業を営んでいない個人」により創業又は会社を設立した後、5年未満の場合
  3. 「事業を営んでいない個人」により創業した後、会社を設立し、同一事業を当該会社が引き継いだ場合（個人として創業した後、5年未満に限る）
  4. 分社化を計画する会社、及び分社化により設立された5年未満の会社
- 保証料率 0.70%
- 保証限度額 3,500万円
- 担保 不要
- 保証期間 10年以内

## ○経営改善に取り組みたい方

### 経営力強化保証

- 対象 認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画を策定し、計画の実行及び計画進捗の報告を行う中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.45～1.75%（責任共有対象） 0.50%～2.00%（責任共有対象外）
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内（一括返済の場合は1年以内）  
保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内

### 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

- 対象 中小企業再生支援協議会等の支援を受け、事業計画の策定し、計画の実行及び計画進捗の報告を行う中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.68%（責任共有対象） 0.80%（責任共有対象外）
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 15年以内（一括返済の場合は1年以内）  
※令和3年度では、コロナ禍に対応して各要件の緩和や保証料の軽減措置を設けています。詳細は当協会のホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

## ○突発的な事象発生時や経済危機時に必要な資金を調達したい方

### 経営安定関連保証

- 対象 様々な事由により経営の安定に支障が生じているとして、市区町村長の認定を受けた中小企業・小規模事業者（事由により、1号から8号までの認定要件があります）
- 保証料率 0.68%（責任共有対象） 0.80%（責任共有対象外）
- 保証限度額 2億8,000万円

### 危機関連保証

- 対象 国が指定した「危機」を起因として著しく信用収縮が発生した場合に、その信用収縮によって経営の安定に支障が生じているとして市区町村長の認定を受けた中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.80% ● 保証限度額 2億8,000万円

## ○円滑な事業承継を目指す方

### 事業承継特別保証

- 対象 代表者個人が連帯保証人となる「経営者保証」を「不要」とする制度です。各要件や資金用途については当協会のホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。
- 保証料率 0.45～1.90%（専門家による確認を受けた場合は0.20～1.15%）
- 保証限度額 2億8,000万円

## 企業のライフステージに応じた支援の取り組み

当協会では、信用保証業務のほかにも、相談・診断・情報提供等の各種支援サービスに取り組んでいます。企業のライフステージに応じて、創業支援・経営改善支援・事業承継支援・事業再生支援に積極的に取り組んでいます。

これらの支援について、よりスピーディーかつ確実に実施するために、関係機関と連携しています。「群馬県中小企業支援ネットワーク会議」「群馬県経営サポート会議」の設置や、「認定経営革新等支援機関」との連携など、専門の機関がネットワークで結びつくことで、より質の高い中小企業・小規模企業者の支援を行えるよう努めています。

### ○創業支援

#### 創業トータルサポート

##### 相談

『創業応援チーム』、女性創業応援チーム『シルキークレイン』による相談、創業計画の策定支援、創業後の経営相談など、創業者の皆様をサポートしています。

##### ガイドブック

創業をご検討されている方に向けたガイドブック『創業者の皆さんのための創業計画サポートガイド ～創業計画の作り方から創業後のサポートまで～』を発行しています。

##### 金融

国の保証制度「創業関連保証」「創業等関連保証」、県の制度資金「創業チャレンジ資金」「女性・若者・シニアチャレンジ資金」など、創業者のニーズに合わせた各種制度を揃えています。

##### 広報・セミナー

創業機運の醸成を図るため、FM GUNMAとの共同制作番組『チャレンジ・ザ・ドリーム』を放送しています。また、創業者向けのセミナーを開催しています。

### ○経営改善支援・事業承継支援・事業再生支援

#### 金融支援と経営支援の一体的な取り組み

##### 経営力強化保証

金融機関と認定経営革新等支援機関が連携し、事業計画の策定支援や継続的な経営支援を図り、中小企業・小規模事業者の経営力を強化するための保証制度です。

##### 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

中小企業支援機関の支援等を受けて策定した事業再生計画に従って資金調達の支援をすることで、中小企業・小規模事業者の活力を再生するための保証制度です。

群馬県経営サポート会議を活用することもできます。

## 金融機関・関係機関等との連携

### 群馬県中小企業支援ネットワーク会議

群馬県内の公的機関、金融機関及び支援機関等が連携して、県内の中小企業・小規模事業者の経営安定・発展を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とした当協会が事務局を務める支援ネットワークです。

参加機関が緊密な連携を図り、情報交換や講演等によるスキルアップに努めています。地域全体で中小企業・小規模事業者を支援しています。

### 群馬県経営サポート会議

個別の中小企業・小規模事業者を支援するため、当協会が事務局を務め、金融機関、支援機関、専門家等と連携し、具体的な支援手法等について話し合います。各機関が目線を合わせて、迅速に支援が行われるよう努めています。

## 協会独自の取り組み

### 保証審査担当者等による相談・支援業務

営業部・各支店の保証課及び保証統括部 経営支援課で多様なご相談に対して、最適な対応策をご案内します。また、ご要望があれば、中小企業・小規模事業者の事業所等を訪問し、ご相談に対応します。

### 経営支援チームによる経営支援

営業部・各支店の保証課及び保証統括部 経営支援課の職員が「経営支援チーム」を組み、中小企業・小規模事業者の経営改善をサポートします。

### 外部専門家を活用した経営支援

中小企業診断士等の外部専門家を活用して、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業承継を支援します。助言・指導・計画策定支援などに係る費用は、国の補助金・協会独自の補助を組み合わせて、中小企業・小規模事業者の負担が軽減されるよう努めています。

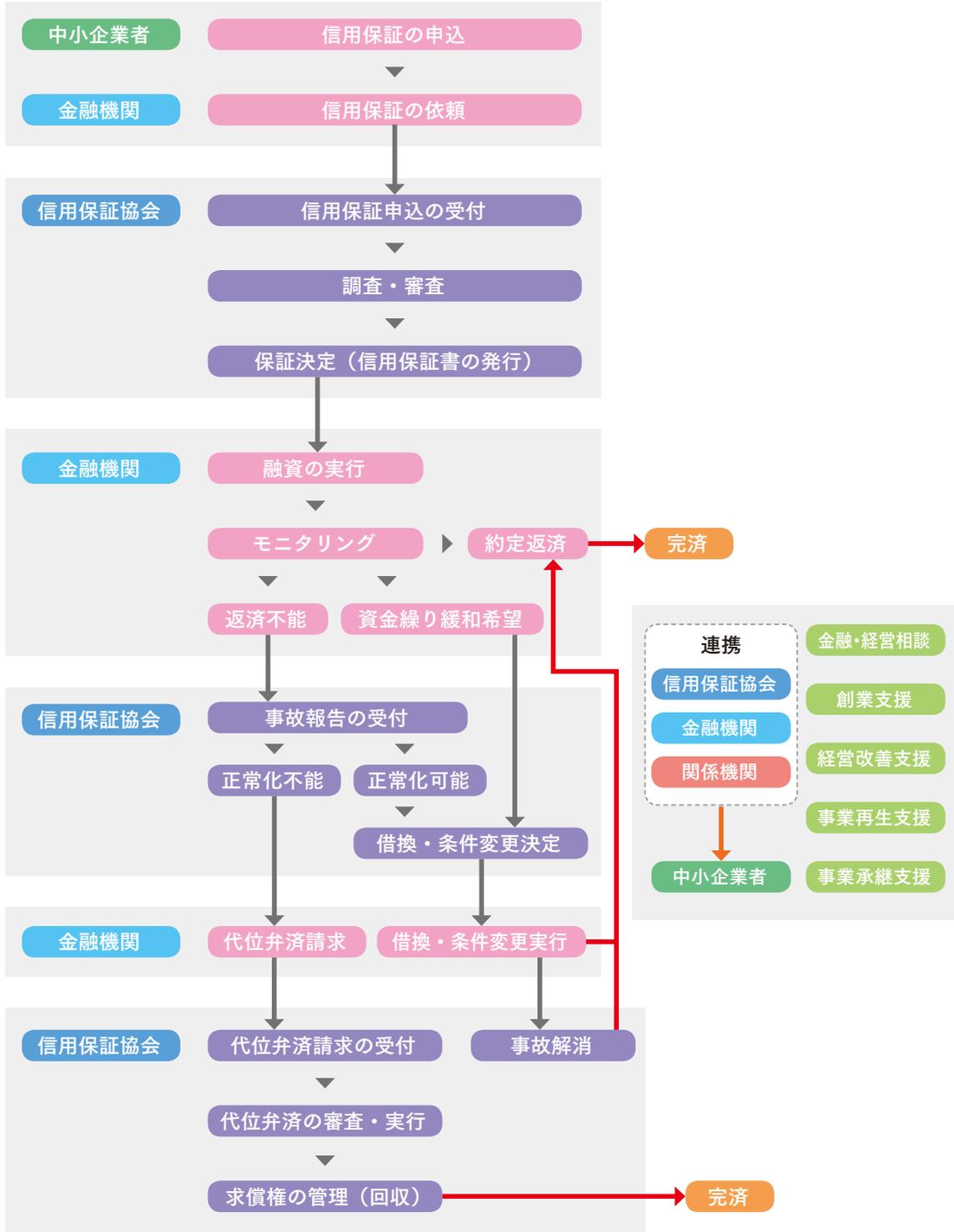
### 事業承継相談窓口

事業相談承継窓口を設置して、中小企業・小規模事業者の事業承継相談を受付しています。相談内容によって、事業承継に係る保証制度による金融支援や、事業承継ネットワーク事務局への橋渡し等の支援を行います。

### 返済緩和先の返済正常化に向けた支援

返済条件を緩和している中小企業・小規模事業者に対して、取引金融機関と連携して借換や各種経営支援メニューについて提案をさせていただき、返済正常化に向けた支援を行っています。

# 業務の流れ



調査・審査	事業内容や提出された書類、面談、現地調査等に基づいて、企業の将来性や返済能力等を審査します。
保証決定	調査・審査の結果、妥当と判断した場合は、保証決定となります。(ご希望通りの内容とはならない場合もあります。)
資金繰り緩和希望	毎月の返済負担が重く、資金繰りの緩和を希望する場合、借換や条件変更のご相談に応じます。
借換	信用保証付き借入金を借換することで、月々の返済額の軽減を図ります。
条件変更	信用保証付き借入金の返済内容を見直し、月々の返済額の軽減を図ります。
金融・経営相談	中小企業・小規模事業者を訪問する「出前金融・経営相談」や当協会に設置している「金融・経営窓口相談」で、ご相談に応じます。
創業支援	創業応援チーム、女性創業応援チーム「シルキークレイン」が創業計画作成のサポートや、創業後の経営相談等に応じます。
経営改善支援	当協会の経営支援課を中心とした経営支援チームが経営改善計画の策定等をサポートします。
事業再生支援	当協会の再生支援課が求償権消滅保証等の抜本的な再生手法を活用して、中小企業・小規模事業者の再生をサポートします。
事業承継支援	「事業承継相談窓口」を設置しています。当協会の経営支援課が事業承継に関する相談等に応じます。
事故報告	廃業や法人解散、休業、約定返済の遅延、返済期限の経過等により、金融機関が返済の履行が困難と判断した場合、金融機関から当協会に対して事故報告が提出されます。
事故解消	事故報告が提出された後に、取引の正常復帰が可能と判断した場合は、借換・条件変更を行い、事故を解消します。
代位弁済	事故報告が提出された後に、取引の正常復帰が困難となった場合は、当協会が中小企業・小規模事業者に代わって金融機関へ借入金を支払います。
求償権	金融機関に代位弁済し、取得した債権です。
求償権の管理(回収)	中小企業・小規模事業者と当協会の双方にとって一番良い返済方法を一緒に考えます。

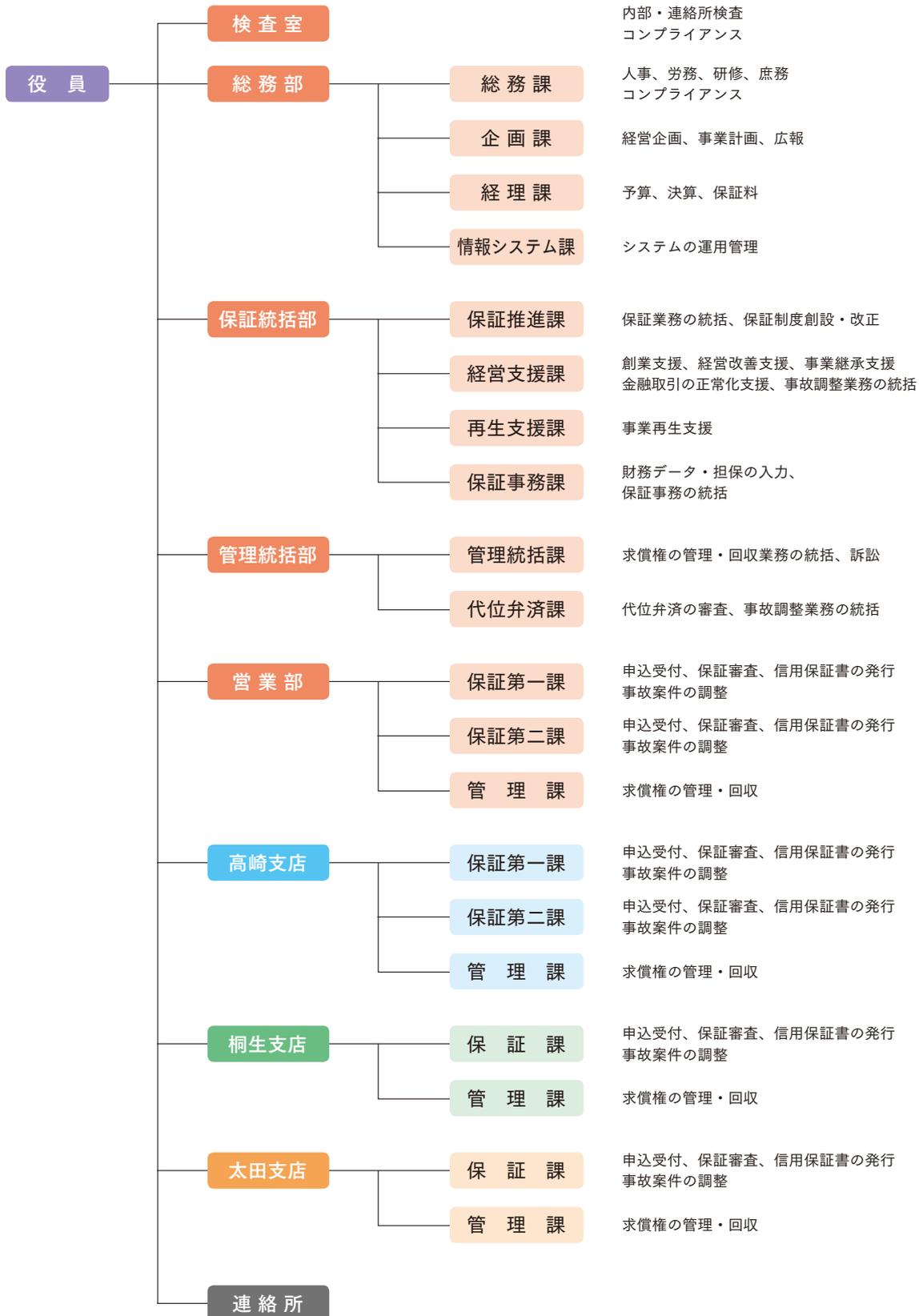
# 役員・組織体制

## ○役員

(令和3年7月1日現在)

役職	氏名	備考
会長	青木 勇	常勤（元：群馬県 病院局長）
専務理事	松田 久	常勤（元：群馬銀行）
常務理事	萩本 勝美	常勤（元：群馬県 危機管理監）
常務理事	上村 敏	常勤（前：群馬県信用保証協会 総務部部長）
理事	加藤 茂生	常勤（前：群馬県信用保証協会 保証統括部部長）
理事	鬼形 尚道	非常勤（群馬県 産業経済部長）
理事	大和 勲	非常勤（群馬県議会 産経土木常任委員会 委員長）
理事	清水 聖義	非常勤（群馬県市長会 会長）
理事	茂原 荘一	非常勤（群馬県町村会 会長）
理事	深井 彰彦	非常勤（群馬銀行 頭取）
理事	江原 洋	非常勤（東和銀行 頭取）
理事	早川 茂	非常勤（群馬県信用金庫協会 会長）
理事	小林 正弘	非常勤（群馬県信用組合協会 会長）
理事	曾我 孝之	非常勤（群馬県商工会議所連合会 会長）
理事	石川 修司	非常勤（群馬県商工会連合会 会長）
理事	吉田 勝彦	非常勤（群馬県中小企業団体中央会 会長）
理事	小林 雅子	非常勤（群馬県繊維連合会 会長）
監事	松本 基志	非常勤（群馬県議会 産経土木常任委員会 副委員長）
監事	福田 芳美	非常勤（群馬県 会計管理者）
監事	木村 篤玉	常勤（前：群馬県信用保証協会 管理統括部部長）

## ○組織・機構（令和3年4月1日現在）



## ○窓口・業務担当区域

### 本店

〒371-0026 前橋市大手町三丁目3番1号 群馬県中小企業会館4・5・6階

部署名		TEL	FAX	業務担当区域
総務部	総務課	027-231-8816	027-234-8823	
	企画課	027-231-8874		
	経理課	027-231-8674		
	情報システム課	027-231-8796	027-231-8338	
保証統括部	保証推進課	027-231-8875	027-231-8814	県内全域
	経営支援課	027-219-6003		
	再生支援課	027-225-5025	027-225-9052	
	保証事務課	027-219-6001	027-231-8096	
管理統括部	管理統括課	027-231-8946	027-231-8424	
	代位弁済課	027-231-8842		
営業部	保証第一課	027-231-8818	027-231-9459	前橋市、伊勢崎市、沼田市、 渋川市、北群馬郡、吾妻郡、 利根郡、佐波郡
	保証第二課	027-231-8819	027-231-9250	
	管理課	027-231-8820	027-231-8096	
検査室		027-289-5205	027-234-8823	

### 高崎支店

〒370-0006 高崎市問屋町二丁目7番地2

部署名	TEL	FAX	業務担当区域
保証第一課	027-362-7733	027-363-2223	高崎市、藤岡市、富岡市、 安中市、多野郡、甘楽郡
保証第二課			
管理課	027-362-7734		

### 桐生支店

〒376-0023 桐生市錦町三丁目1番25号 桐生商工会議所会館4階

部署名	TEL	FAX	業務担当区域
保証課	0277-43-6211	0277-43-9181	桐生市、みどり市
管理課	0277-43-6212		

### 太田支店

〒373-0851 太田市飯田町1180番地

部署名	TEL	FAX	業務担当区域
保証課	0276-48-8811	0276-48-8810	太田市、館林市、邑楽郡
管理課	0276-48-8812		

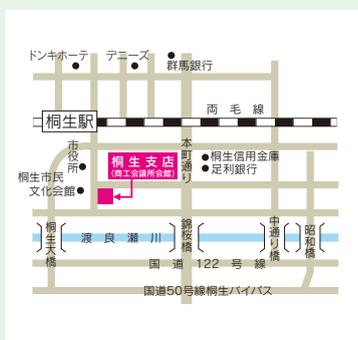
## 本店



## 高崎支店



## 桐生支店



## 太田支店



# 2020年度の事業実績

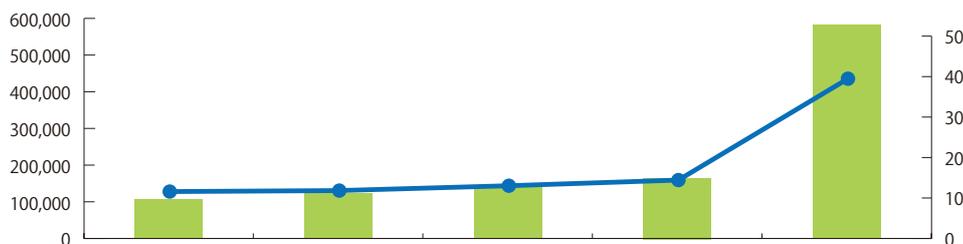
## ○最近5年間の主要業務実績の推移

(金額単位：百万円)

### 保証承諾

棒グラフ：百万円

折れ線グラフ：千件

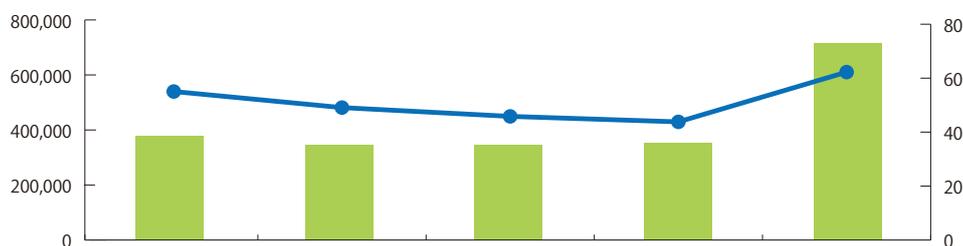


年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	11,981	12,226	13,424	14,822	39,873
金額	107,418	123,577	143,909	165,920	584,216
前年度比		92.6%	115.0%	116.5%	115.3%

### 保証債務残高

棒グラフ：百万円

折れ線グラフ：千件

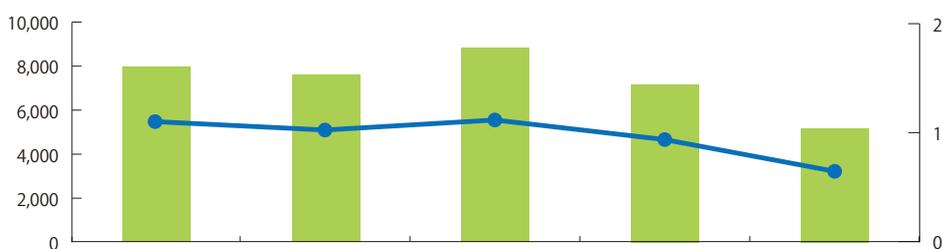


年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	55,043	49,087	45,828	43,797	62,243
金額	379,513	347,090	346,762	354,096	716,605
前年度比		90.1%	91.5%	99.9%	102.1%

### 代位弁済

棒グラフ：百万円

折れ線グラフ：千件



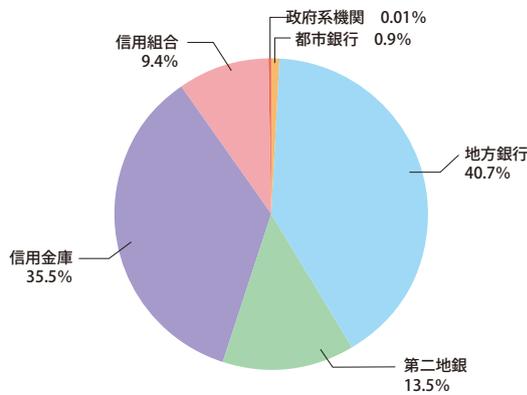
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	1,101	1,024	1,116	936	645
金額	7,959	7,605	8,833	7,175	5,168
前年度比		98.4%	95.5%	116.2%	81.2%

## ○金融機関別実績

※四捨五入のために個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。  
構成比は百万円単位で計算しています。

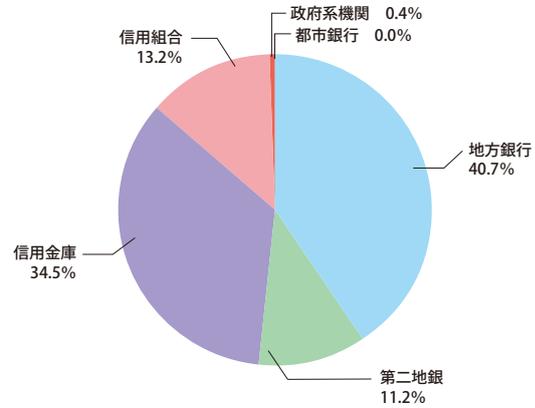
(金額単位：百万円)

### 保証承諾



	件数	金額	前年度比
都市銀行	192	5,142	500.6%
地方銀行	13,083	237,692	390.7%
第二地銀	4,863	79,083	334.4%
信用金庫	16,812	207,271	304.5%
信用組合	4,917	54,978	454.8%
政府系	6	50	20.2%
その他	0	0	—
合計	39,873	584,216	352.1%

### 代位弁済

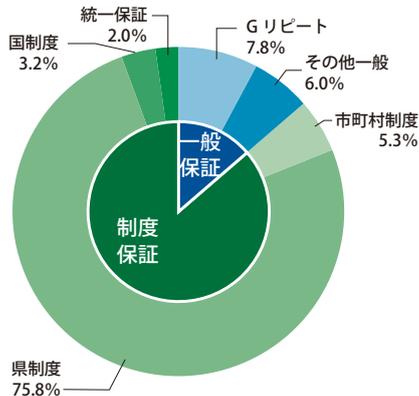


	件数	金額	前年度比
都市銀行	0	0	—
地方銀行	216	2,102	65.2%
第二地銀	72	581	67.8%
信用金庫	266	1,781	73.1%
信用組合	88	683	119.1%
政府系	3	21	201.8%
その他	0	0	—
合計	645	5,168	72.0%

## ○制度別実績

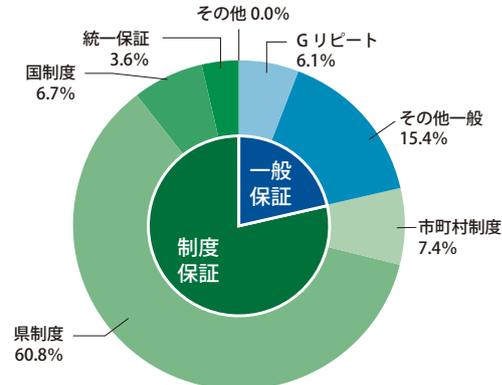
(金額単位：百万円)

### 保証承諾



	件数	金額	前年度比
一般保証	5,299	80,275	72.7%
Gレポート	3,392	45,303	88.1%
その他一般	1,907	34,972	59.3%
制度保証	34,574	503,941	908.4%
市町村制度	2,404	30,965	160.6%
県制度	30,050	442,713	3,667.8%
国制度	1,108	18,770	231.7%
統一制度	1,012	11,493	71.7%
その他	0	0	—
合計	39,873	584,216	352.1%

### 保証債務残高



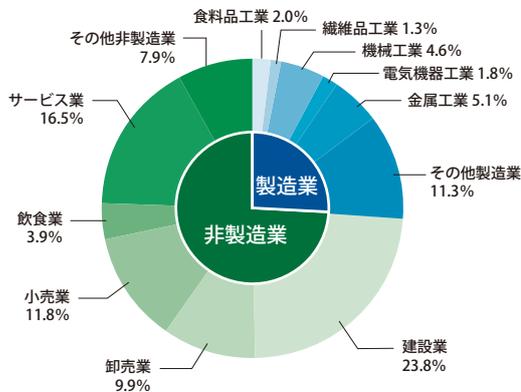
	件数	金額	前年度比
一般保証	11,838	154,036	83.7%
Gレポート	3,208	43,572	87.1%
その他一般	8,630	110,464	82.4%
制度保証	50,405	562,568	331.0%
市町村制度	10,825	53,012	115.4%
県制度	34,278	435,850	770.9%
国制度	2,993	47,771	129.2%
統一制度	2,297	25,913	85.0%
その他	12	22	74.8%
合計	62,243	716,605	202.4%

## ○業種別実績

※四捨五入のために個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。  
構成比は百万円単位で計算しています。

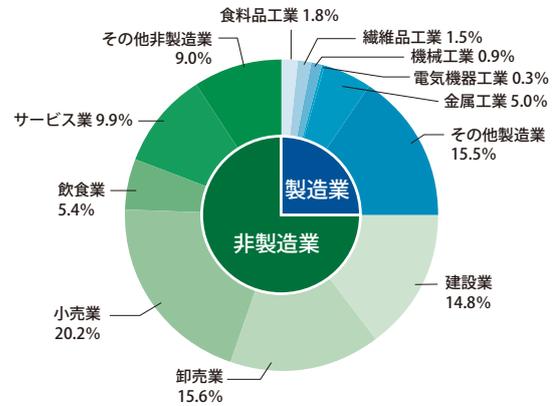
(金額単位：百万円)

### 保証承諾



	件数	金額	前年度比
食料品工業	656	11,706	312.3%
繊維品工業	526	7,353	310.8%
機械工業	1,499	26,845	371.4%
電気機器工業	610	10,795	303.0%
金属工業	1,723	29,979	371.7%
その他製造業	4,253	65,925	354.8%
<b>製造業計</b>	<b>9,267</b>	<b>152,603</b>	<b>350.4%</b>
建設業	9,643	139,122	324.4%
卸売業	3,241	58,078	360.5%
小売業	4,990	69,222	337.0%
飲食業	2,830	22,620	483.0%
サービス業	7,236	96,665	404.4%
その他非製造業	2,666	45,906	322.2%
<b>非製造業計</b>	<b>30,606</b>	<b>431,613</b>	<b>352.7%</b>
その他	0	0	-
<b>合計</b>	<b>39,873</b>	<b>584,216</b>	<b>352.1%</b>

### 代位弁済

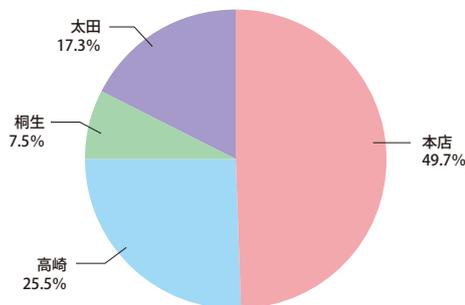


	件数	金額	前年度比
食料品工業	6	93	50.0%
繊維品工業	11	77	33.5%
機械工業	14	48	28.9%
電気機器工業	4	17	21.5%
金属工業	17	260	50.1%
その他製造業	76	800	79.5%
<b>製造業計</b>	<b>128</b>	<b>1,295</b>	<b>59.2%</b>
建設業	122	766	76.6%
卸売業	85	807	83.4%
小売業	139	1,045	94.2%
飲食業	64	279	44.3%
サービス業	70	510	44.1%
その他非製造業	37	466	375.8%
<b>非製造業計</b>	<b>517</b>	<b>3,873</b>	<b>77.7%</b>
その他	0	0	-
<b>合計</b>	<b>645</b>	<b>5,168</b>	<b>72.0%</b>

## ○本・支店別実績

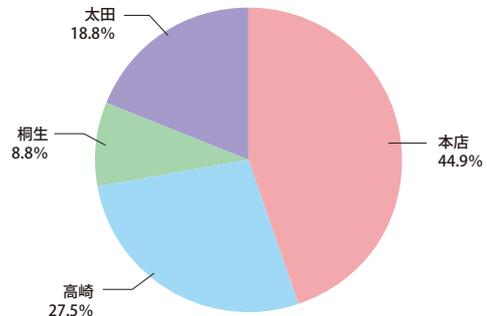
(金額単位：百万円)

### 保証承諾



	件数	金額	前年度比
本店	19,142	290,205	372.6%
高崎	11,100	149,080	338.4%
桐生	3,170	43,757	315.8%
太田	6,461	101,175	335.9%
<b>合計</b>	<b>39,873</b>	<b>584,216</b>	<b>352.1%</b>

### 保証債務残高

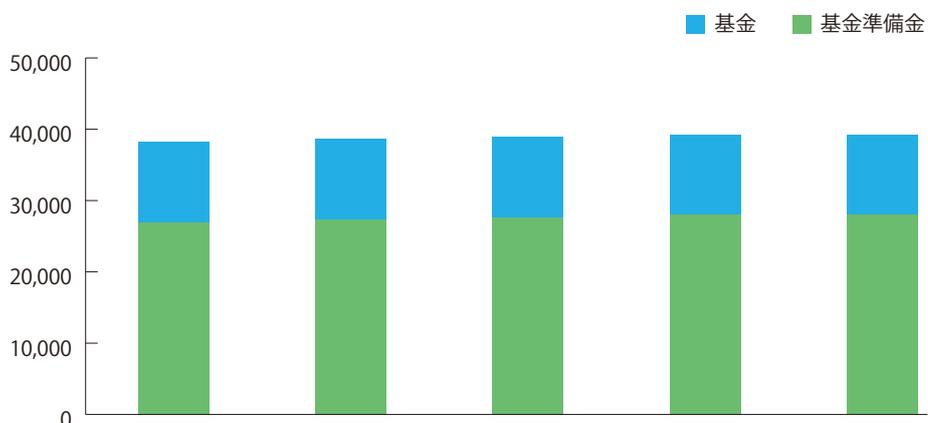


	件数	金額	前年度比
本店	27,593	322,002	205.6%
高崎	18,231	197,113	200.5%
桐生	5,843	62,928	175.6%
太田	10,576	134,562	212.6%
<b>合計</b>	<b>62,243</b>	<b>716,605</b>	<b>202.4%</b>

## ○基本財産

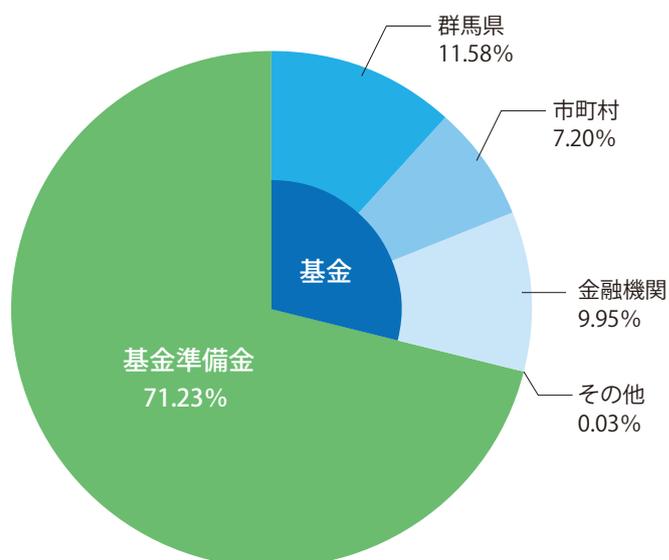
(金額単位：百万円)

### 最近5年間の推移



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
基金	11,294	11,300	11,301	11,306	11,306
基金準備金	26,928	27,390	27,600	27,995	27,995
基本財産	38,222	38,690	38,901	39,301	39,301

### 令和2年度末における基本財産の内訳

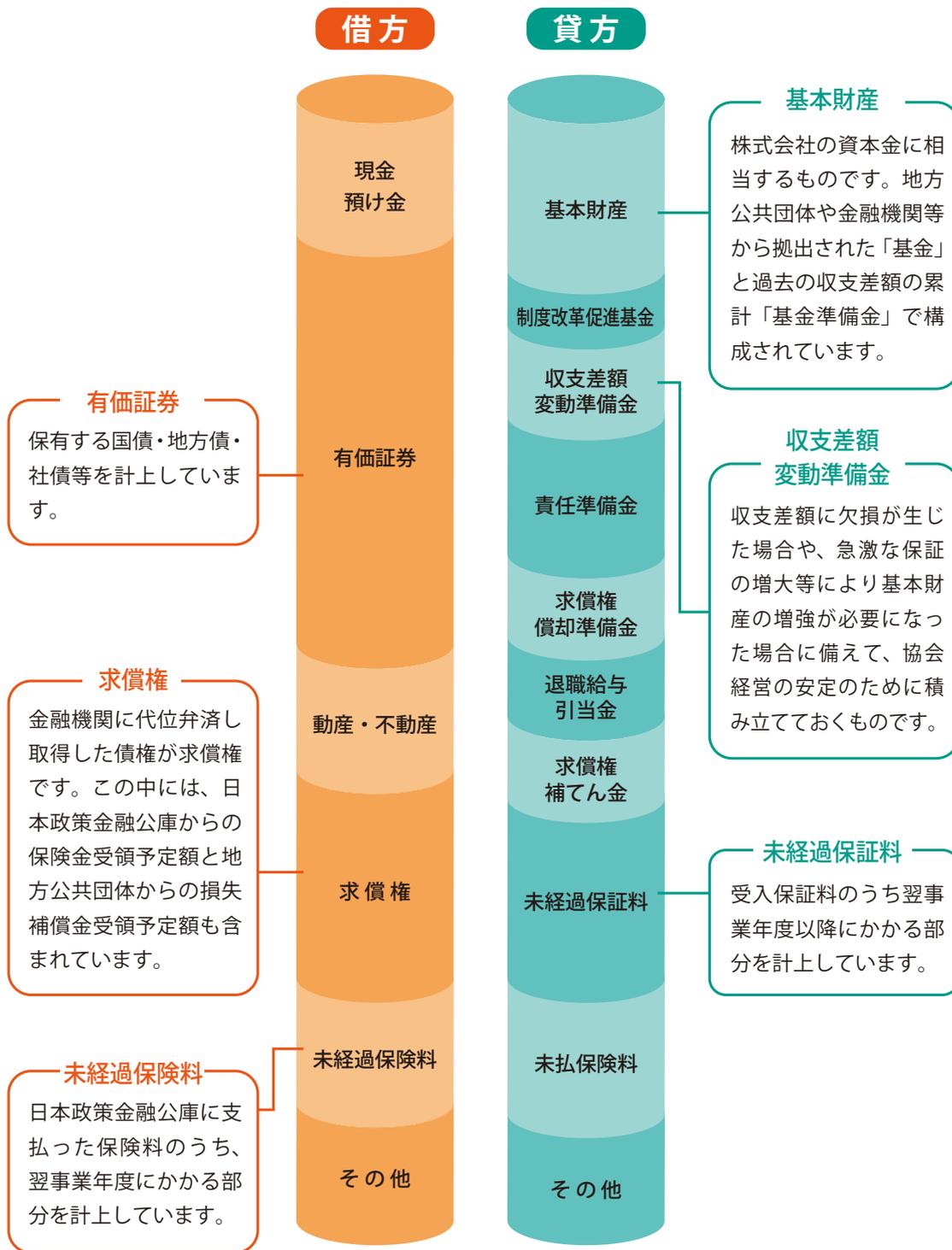


## ○貸借対照表（令和3年3月31日現在）

（単位：円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	396,830	基本財産	39,301,429,480
現金	396,830	基金	11,306,436,919
小切手	0	基金準備金	27,994,992,561
預け金	27,614,897,512	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	16,110,512,023
普通預金	27,364,373,512	責任準備金	4,350,622,744
通知預金	0	求償権償却準備金	324,882,768
定期預金	250,000,000	退職給与引当金	1,112,641,659
郵便貯金	524,000	損失補償金	2,959,214,253
金銭信託	0	保証債務	716,604,608,602
有価証券	49,931,929,000	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	15,870,190,000	損失補償補てん金	0
社債	34,054,739,000	借入金	0
株式	7,000,000	長期借入金	0
受益証券	0	（うち日本政策金融公庫分）	0
その他有価証券	0	短期借入金	0
新株予約権	0	（うち日本政策金融公庫分）	0
ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	560,429,120	雑勘定	19,703,888,674
事業用不動産	545,790,703	仮受金	60,470,681
事業用動産	14,638,417	保険納付金	76,483,641
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	10,819,489
損失補償金見返	2,959,214,253	未経過保証料	19,529,299,150
保証債務見返	716,604,608,602	未払保険料	5,637,308
求償権	1,188,448,245	未払費用	21,178,405
譲受債権	0		
雑勘定	1,607,876,641		
仮払金	12,626,679		
保証金	1,441,440		
厚生基金	197,594,500		
連合会勘定	717,814		
未収利息	107,167,072		
未経過保険料	1,288,329,136		
合 計	800,467,800,203	合 計	800,467,800,203

## ○貸借対照表の用語解説

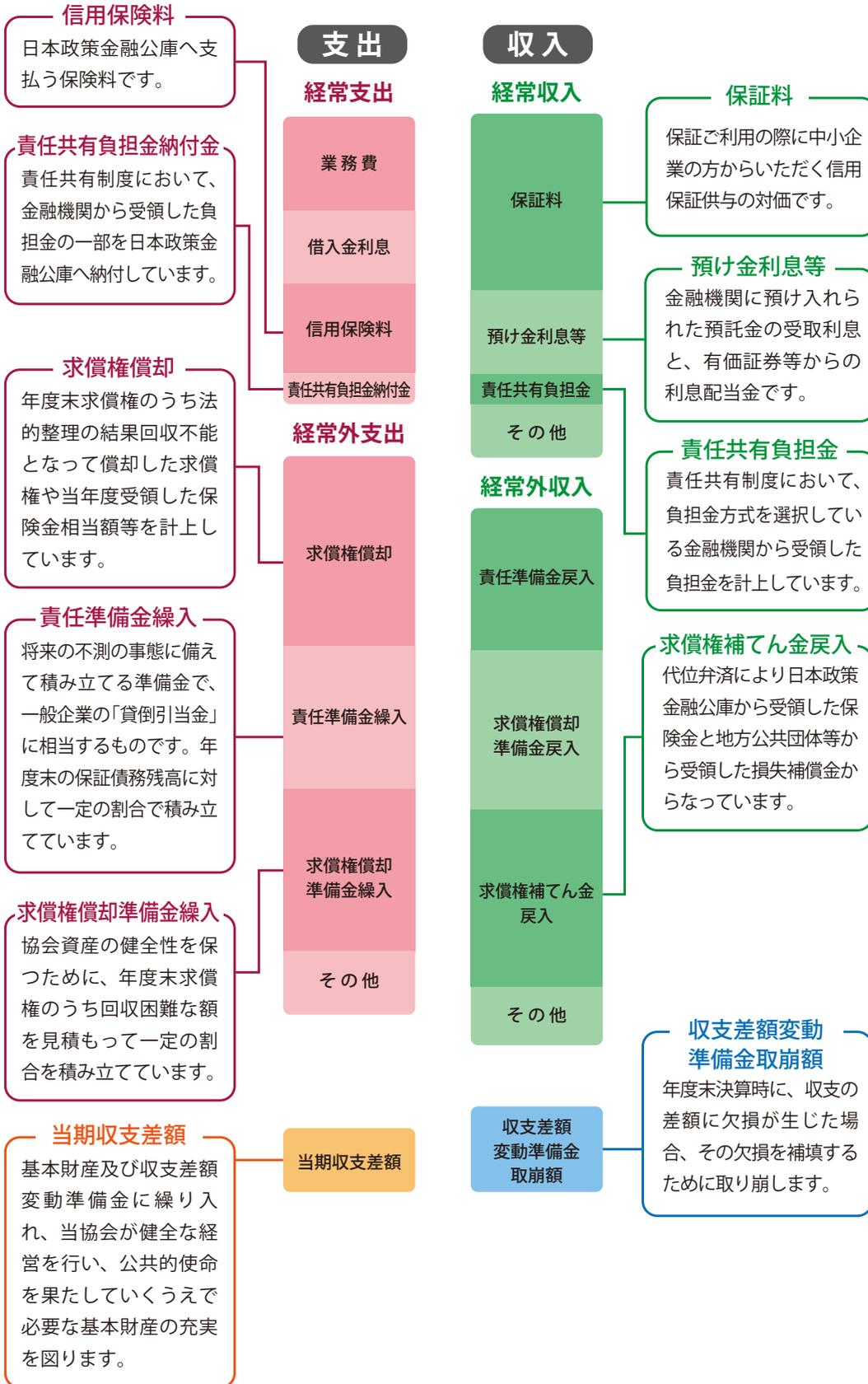


## ○収支計算書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

（単位：円）

科 目	金 額
経常収入	7,216,276,394
保証料	5,713,119,148
預け金利息	147,115
有価証券利息配当金	586,585,766
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	30,278,486
事務補助金	24,400,347
責任共有負担金	822,503,000
雑収入	39,242,532
経常支出	4,788,795,183
業務費	1,552,125,690
役職員給与	863,839,934
退職給与引当金繰入	56,963,496
その他人件費	194,402,837
旅費	106,380
事務費	248,997,053
賃借料	58,952,876
動産・不動産償却	22,457,501
信用調査費	9,896,016
債権管理費	35,053,748
指導普及費	26,434,197
負担金	35,021,652
借入金利息	0
信用保険料	2,973,582,728
責任共有負担金納付金	248,640,979
雑支出	14,445,786
経常収支差額	2,427,481,211
経常外収入	7,529,347,275
償却求償権回収金	163,944,071
責任準備金戻入	2,259,736,775
求償権償却準備金戻入	404,523,661
求償権補てん金戻入	4,678,760,768
保険金	4,068,010,112
損失補償補てん金	610,750,656
補助金	0
その他収入	22,382,000
経常外支出	10,016,883,007
求償権償却	5,324,944,743
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	15,767,819
退職金	664,930
責任準備金繰入	4,350,622,744
求償権償却準備金繰入	324,882,768
その他支出	3
経常外収支差額	△2,487,535,732
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	60,054,521
当期収支差額	0
収支差額変動準備金繰入額	0
基本財産繰入額	0

## ○収支計算書の用語解説





GUNMA GUARANTEE  
REPORT 2021



群馬県信用保証協会

<https://gunma-cgc.or.jp/>

編集：総務部企画課 027-231-8874